

令和 7 年度版

暮らしのガイドブック

Kuriyama Guide Book



北海道 栗山町



ようこそ 栗山町へ



大正元年：畠地の水田化



令和5年：栗山英樹監督優勝記念イベント・パレード

●栗山町の歴史

明治21年、泉鱗太郎ほか一行23人が阿野呂原野を目指して夕張川の川沿い近くに到着。雪解け水のため対岸に渡れず5晩野宿しましたが、アイヌの夕張鉄五郎の渡し船によって一行は無事に川を渡り終え、7戸24人の入植者はここを根城として、本町開墾起業の歴史的第一夜となりました。

開拓初期はまさに大自然との壮大な戦いでありましたが、ふるさとをつくりあげるために努力し、米どころ栗山の礎が築かれていきました。

●“くりやま”とは？

アイヌ語で「ヤム・ニ・ウシ」＝栗の木が繁茂しているところに起源しています。

●“くりやま”ってどんなところ？

北海道の中央部、札幌から車で約1時間の田園風景が豊かなどかなまちです。

国蝶オオムラサキが観察できる「オオムラサキ館」や、蔵元「小林酒造」の北の錦記念館、野球やサッカーなどのプロチームが合宿したことのある充実したスポーツ施設など、自然・文化・歴史・スポーツそれぞれに味わい深い魅力あふれるまちです。

栗山英樹さんの住まいがあるまちとして有名になり、令和5年6月、栗山英樹監督優勝記念イベント・パレードが行われました。

●まちの人口（令和7年2月28日現在）

男：4,968人 女：5,651人 合計：10,619人
世帯数：5,674世帯

INDEX

- まちづくりの基本目標・2
- ライフサイクルインデックス・3
- 届出・・・・・・5
　戸籍、住民登録、印鑑登録
- 税金・・・・・・9
　申告、課税、納税、税の納期限
- 国民健康保険・・・・13
- 後期高齢者医療制度・・16
- 国民年金・・・・・・18
- 健康・・・・・・20
　母と子の健康、成人の健康
- 福祉・・・・・・22
　在宅サービス、施設サービス、利用料の軽減、あんしん生活支援、ケアラーチ相談、ゆたかな長寿社会のために、障がい、子育て、生活困窮

□教 育・・・・・・・30

学校教育、就学の援助、北海道介護福祉学校、社会教育、図書館、社会体育

□生活環境・・・・・・・35

ごみ、飼い犬・飼い猫、住宅、土地、道路と除雪、町営バス、交通安全、水道・下水道等

□議 会・・・・・・・40

□消防・救急・・・・・・・41

火災、救急、救助

□選 挙・・・・・・・43

□広報・防災・・・・・・・44

□行政機構図・・・・・・・45

□庁舎内配置図・・・・・・・46

□まちの主要施設等ガイド、 まちの医療機関ガイド・47

□相談・・・・・・・48

まちづくりの基本目標

■まちづくりの基本理念■

- ①情報共有のまちづくり
- ②町民参加のまちづくり
- ③連携・協働のまちづくり
- ④持続可能な自律したまちづくり

■4つの重点政策方針■

I 「子どもたち」が元気なまち

- ①若者、子育て世代が移住・定住しやすい環境づくりの推進
- ②地域ぐるみで安心して子育てができる環境づくりの推進
- ③教育環境のブランド化の推進

III 「地域」が元気なまち

- ①栗山の自然・歴史・文化の保全・再生
- ②安定したごみ処理体制の構築と地球温暖化対策の推進
- ③安全・安心な都市基盤の整備

【まちづくりの合言葉】
ふるさとは栗山です。
【まちの将来像】
～みんなが元気なまち～

II 「ひと」が元気なまち

- ①町民が心身ともに健やかに暮らせるまちづくりの推進
- ②生活習慣改善と介護予防推進
- ③デジタル化の推進および町民と行政の連帯・協働による地域活性化

IV 「産業」が元気なまち

- ①農地を守り持続可能な農業を推進
- ②魅力ある商工業などの振興と関係人口の創出
- ③担い手育成および雇用環境づくりの推進

■分野別の主な施策■

I 生活環境

- ①広域共同処理による安定的なごみ処理体制の構築
- ②地球温暖化防止のための温室効果ガスの排出抑制 など

II 教育

- ①小・中学校への円滑な接続のための連携プログラムの推進
- ②ふるさとを大切にする心を育む自然体験教育の推進 など

III 医療・保健・福祉

- ①マイナ保険証、オンライン診療などデジタル化の推進
- ②子育て家庭の医療費負担軽減
- ③ケアラー支援の充実 など

IV 産業

- ①新規就農者の受入体制支援
- ②ものづくりを通じた産業の担い手づくりの推進
- ③テレワーク環境の充実など関係人口の創出 など

V 都市基盤

- ①計画的な宅地・住宅の整備
- ②公営住宅の整備・改修
- ③地域の賑わいの場創出と将来を見据えた市街地整備 など

VI 地域経営

- ①適正かつ効率的な行政運営の推進
- ②町民との情報共有や町外への情報発信の充実 など



ライフサイクル インデックス

P 8
印鑑登録

「こんなとき」は必ずしましょう

P 6

赤ちゃんが生まれたら

出生届

戸籍の届け出・各種登録

役場へ届け出てください

誕生

育児

教育



- 国民健康保険・・・P13～
- 母と子の健康・・・P20
- 子育て・・・・・・・P28～

- 国民健康保険・・・P13～
- 母と子の健康・・・P20
- 子育て・・・・・・・P28～

- 学校教育・・・P30～
- 北海道介護福祉学校
・・・・・・・P31
- 社会教育・・・P32～
- 図書館・・・P33
- 社会体育・・・P34



P 7

引っ越してきたら

転入届

P 7

町外へ引っ越していくとき

転出届

P 7

町内で住まいが変わったら

転居届

P 6

結婚したら

婚姻届

P 6

家族が亡くなったら

死亡届

成人 結婚

生活

老後



- 国民健康保険・・・P13～
- 国民年金・・・P18～
- 議会・・・P40
- 選挙・・・P43

- 税金・・・P9～
- 国民健康保険・・・P13～
- 国民年金・・・P18～
- 健康診査・・・P21
- 福祉・・・P22～
- ごみ・・・P35
- 飼い犬・飼い猫・・・P36
- 住宅・土地・・・P37
- 道路・除雪・交通・・・P38
- 交通安全・・・P38
- 水道・・・P39
- 広報・防災・・・P44

- 後期高齢者医療制度・・・P16～
- 国民年金・・・P18～
- 福祉・・・P22～

緊急時

P41～
消防・救急



●戸籍とは

戸籍とは、日本国民についてその身分関係を登録、公証する大切なものです。一戸籍は一組の夫婦と、氏と同じくする子で成り立っており、その子が婚姻すると、親の戸籍からわかつて新しい夫婦の戸籍がつくられます。

戸籍には、氏（みょうじ）を名乗る夫（妻）を最初に記載します。この人を戸籍の筆頭者といいます。

戸籍には、本籍、筆頭者氏名のほか、各人の名・生年月日・続柄・さらに出生・死亡・婚姻・離婚・その他身分関係が記載されていて、この戸籍のあるところを本籍といいます。

●証明

《戸籍全部事項証明（謄本）》

戸籍に記載されているもの全部を写したもの。

《戸籍個人事項証明（抄本）》

その戸籍の必要な部分（記載されている特定の人）を写したもの。

《戸籍の証明が必要なとき》

栗山町に戸籍がある方は、下記の場所で戸籍の証明の交付申請ができます。申請の際、本人確認書類が必要ですので、ご協力をお願いします。

◆戸籍交付窓口

- ・栗山町役場住民保健課住民グループ
- ・継立出張所
- ・角田郵便局（本人が記載されている戸籍の申請のみ可）

本籍が町外にある方についても栗山町で交付申請をすることができます。（代理人の方や第三者からの請求はできません）申請の際、本人確認書類として写真付きの公的身分証明書が必要となります。

◆広域戸籍交付窓口 栗山町役場住民保健課住民グループ

《郵送による請求方法》

本籍、筆頭者氏名、全部事項（謄本）・個人事項（抄本）証明の別（個人事項（抄本）証明の場合は、必要な方の氏名）、必要な枚数、請求者の資格、請求事由などを詳しく記入し、所定の手数料（郵便局発行の定額小為替）および返信用封筒、切手、ご本人を確認できる免許証などのコピーを同封して、本籍のある市区町村へ郵送してください。

《本人確認書類》

下記Aの中から1つ提示してください。Aを提示できない場合は、B+BまたはB+Cを提示してください。Cが2点は認められません。

A 運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳など

B 住民基本台帳カード（写真なし）、健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、医療費受給者証（重度医療、特定疾患医療など）など

C 学生証（写真付き）、社員証（写真付き）など

料金

- 戸籍の全部事項（謄本）・個人事項（抄本）証明・・・1通・・・450円
- 除籍の全部事項（謄本）・個人事項（抄本）証明・・・1通・・・750円
- 原戸籍（昭和・平成）の謄・抄本・・・・・・・1通・・・750円
- 届出等受理証明書・・・・・・・・・・・・1通・・・350円
- 戸籍の附票の写し・・・・・・・・・・・・1通・・・300円
- 身分証明書・・・・・・・・・・・・1通・・・300円

●死亡から火葬までの手続き

- ①死亡届を住民保健課に提出します。そのときに火葬場の使用についてお申し込みください。
- ②①の手続きが済みますと「死体火葬許可証」が渡されます。（死後24時間以上経過して火葬）
- ③「死体火葬許可証」は火葬場で係員に渡してください。
- ④火葬が済みますと「死体火葬許可証」に火葬済みの証明をします。その「死体火葬許可証」を納骨の際に墓地または納骨堂の管理者に提出してください。

火葬場使用料（伏古斎苑）

- 15歳以上の死体・・・・1体 17,000円
- 15歳未満の死体・・・・1体 13,000円
- 死胎児・・・・・・・・1体 8,000円
- 身体の一部・胎児付属物・1件 8,000円

※上記は、死亡者が死亡時に関係町（栗山・由仁・長沼・南幌）に住所を有していた場合の使用料となります。

◆問い合わせ：住民保健課住民グループ

☎ 73-7509

●戸籍に関する届出一覧

届出の名称	届出 通数	届出期間	届出する人	届出の場所	届出に必要なもの
出生届	1通	子どもが生まれた日から数えて14日以内	①父または母 ②法定代理人 ③同居人 ④医師 ⑤助産師 ⑥その他立会人 ⑦公設所の長	●子どもの本籍地の市区町村役場 ●子どもの住所地の市区町村役場 ●生まれたところの市区町村役場 ●届出人の住所地の市区町村役場	①医師または助産師が作成した出生証明書 ②母子健康手帳
死亡届	1通	死亡したことを知った日から数えて7日以内	①同居の親族 ②同居していない親族 ③同居者 ④家主、地主 ⑤家屋の管理人 ⑥土地の管理人 ⑦公設所の長 ⑧後見人など	●死亡者の本籍地の市区町村役場 ●死亡したところの市区町村役場 ●届出人の住所地の市区町村役場	医師作成の死亡診断書または死体検案書
婚姻届	1通	届出により効力を生ずる	結婚する当事者2人	●夫または妻の本籍地の市区町村役場 ●夫または妻の住所地の市区町村役場	①婚姻届書（成人の証人が2人必要） ②本人確認書類
離婚届	1通	調停・裁判離婚のときは、調停成立裁判確定の日から10日以内、協議離婚のときは届出により効力を生ずる	○調停・裁判離婚のときは申立人 ○協議離婚のときは当事者2人	●夫妻の本籍地の市区町村役場 ●夫妻の住所地の市区町村役場	①離婚届書（成人の証人が2人必要） ②本人確認書類 ③調停離婚のときは、調停調書の謄本 ④裁判離婚のときは、判決または審判の謄本および確定証明書
認知届	1通	裁判認知の場合は裁判確定の日から10日以内、任意認知のときは届出により効力を生ずる	認知者 裁判認知の場合は申立人	●認知する父の本籍地の市区町村役場 ●認知される子の本籍地の市区町村役場 ●届出人の住所地の市区町村役場	①認知届書 ②裁判認知のときは、判決または審判の謄本および確定証明書
養子縁組届	1通	届出により効力を生ずる	養親および養子（養子が15歳未満の場合には、縁組の代諾者）	●養親または養子の本籍地の市区町村役場 ●養親または養子の住所地の市区町村役場	①養子縁組届出書（成人の証人が2人必要） ②本人確認書類 ③家庭裁判所の許可書の謄本（未成年者を養子にするとき。ただし、自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合は不要）
転籍届	1通	届出により効力を生ずる	戸籍の筆頭者および配偶者	●現本籍地または新本籍地の市区町村役場 ●届出人の住所地	転籍届書

※届出用紙は、住民保健課に用意してあります。

住民登録

住民保健課

●住民登録

住民登録とは、生活をしている方がその市区町村に届け出ることにより、住民基本台帳に登録されることです。

また、転入、転出、転居届、世帯主変更届など住民登録の内容に異動があった場合は、役場へ届出を行ってください。この届出は、居住関係の証明ばかりでなく、学校への転入学など、私たちの日常生活と密接な関係を持っていますから、定められた期間内に正しく届出するようにしてください。

《本人確認に関するお願い》

住民異動の届出の際、窓口に来られた方の「本人確認書類」を提示していただきます。個人情報保護のため、ご理解とご協力をお願いします。

■本人確認事項

右記Aの中から1つ提示してください。Aを提示できない場合は、B+BまたはB+Cを提示してください。Cが2点は認められません。

A 運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳など

B 住民基本台帳カード（写真なし）、健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、医療費受給者証（重度医療、特定疾患医療など）

C 預金通帳、学生証（写真付き）、社員証（写真付き）など

《住民票の写しが必要なとき》

栗山町に住民登録のある方は、下記の場所で住民票の交付申請ができます。その申請の際も本人確認書類が必要ですので、ご協力をお願いいたします。

■住民票交付窓口

- ・栗山町役場住民保健課住民グループ
- ・継立出張所
- ・角田郵便局（本人または同一世帯の申請のみ可）

料 金

●住民票の写し・・・・・・・・1通・・・300円

◆問い合わせ：住民保健課住民グループ

☎ 73-7509

●住民登録に関する届出

届出の名称	届出期間	届出をする人	届出の場所	届出に必要なもの
転出届	※転出する日の14日前後	本人または世帯主	住民保健課 継立出張所	①印鑑登録証（印鑑登録されている場合） ②本人確認書類
転居届	転居をした日から14日以内			①住民基本台帳カード、マイナンバーカード（交付を受けている場合） ②本人確認書類
世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更があった日から14日以内			①本人確認書類

※マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから届出することが可能です。

印鑑登録

●印鑑登録をするとき

役場で印鑑登録の手続きをすることにより、あなたがお持ちの印鑑は「確かに印鑑登録されています」と公的に証明された、いわゆる実印になります。この実印は、あなたの財産にも影響を与えるものですから大切に扱いましょう。実印をみだりに他人に預けたり貸したりすると、思わぬトラブルにつながります。

■印鑑登録をする前に

<印鑑登録ができる方>

栗山町に住民登録をしている方で満15歳以上の方
<登録できる印鑑>

- 1辺の長さが8mm以上で25mm以下の正方形に収まるもの
- すぐに減ったり、変形したりしないもの、欠けていないもの

○氏名（氏もしくは名のみも可）を表しているもの
※職業やそのほかの模様があるものは不可

■登録の手続き

①本人が登録する印鑑と本人が確認できるものを持参した場合、その場で登録することができます。

<本人確認に関するお願い>

印鑑登録の申請の際、窓口に来られた方の「本人確認書類」を提示していただきます。

○本人確認事項

下記Aの中から1つ提示してください。Aを提示できない場合は、B+BまたはB+Cを提示してください。Cが2点は認められません。

- A 運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、
　　パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳など
 - B 住民基本台帳カード（写真なし）、健康保険証、
　　介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、医療費受給者証（重度医療、特定疾患医療など）など
 - C 預金通帳、クレジットカードなど
- 印鑑登録受付窓口
・栗山町役場住民保健課住民グループ

②病気などの理由により本人がやむを得ず手続きできない場合は、代理人による申請がありますので、役場住民保健課住民グループまでお問い合わせください。

※代理人による申請は登録手続きの完了までに日数がかかりますので、ご注意願います。また、登録手続きが完了しないと、印鑑登録証明書は発行できません。

■変更・亡失・廃止の手続き

<印鑑の変更>

すでに登録してある印鑑の廃止届をした後、新たに登録手続きをしてください。

<印鑑および印鑑登録証をなくしたら>

早急に住民保健課へ亡失を申し出てください。

<印鑑を廃止するとき>

登録証を添えて廃止手続きをしてください。

■印鑑登録証明書が必要なとき

栗山町で印鑑登録している方は、下記の場所で印鑑登録証明書の交付申請ができます。申請の際は、本人の場合も代理人の場合も印鑑登録証を提出してください。本人確認書類は不要です。

○印鑑登録証明書交付窓口

- ・栗山町役場住民保健課住民グループ
- ・継立出張所
- ・角田郵便局（本人のみ可）

料 金

- 印鑑登録・・・・・・・・・・・・1件・・400円
- 印鑑登録証明書・・・・・・・・1通・・400円

◆問い合わせ：住民保健課住民グループ

☎ 73-7509



申告・課税・納税

税務課

●町民税・道民税・森林環境税

毎年1月1日現在の住所地で、前年の収入をもとに所得に応じて「所得割」と「均等割」が課税されます。

また、町民税が課税される方には、道民税および森林環境税も併せて課税されます。

《納税義務者》

●1月1日現在、栗山町に住んでいる方で、前年に収入（給与、営業、農業、不動産、譲渡など）があった方

《収入の申告》

納税義務者は、前年の収入について毎年3月15日までに申告しなければなりません。ただし、前年分の所得税の確定申告を税務署に提出した方や勤務先から年末調整済の給与支払報告書が提出され、給与以外の収入がなかった方、公的年金などの収入のみの方（社会保険料、生命保険料などの所得控除を受ける方は除く）は申告する必要がありません。（国民健康保険に加入されている方で収入がない方は申告が必要）

●法人町民税

《納税義務者》

●栗山町内に事務所などを有する法人

《申告と納期》

事業年度終了後2ヶ月以内に申告し、同時に納付することになっています。

●町たばこ税

「たばこ税」は、市町村の大きな財源になっています。

価格540円の20本入りたばこ1箱で約131円が「町たばこ税」となります。これを卸売販売業者などが小売業者に対し、売りさばいた市町村に納めています。

◆問い合わせ：税務課課税グループ ☎ 73-7505

たばこは
町内でお求めください！

たばこの代金には、町の財源となる税が含まれています。たばこは、ぜひ町内でお買い求めください。



●固定資産税

《納稅義務者》

- 毎年1月1日現在、栗山町内に所在する土地、家屋、償却資産に対し、その所有者に課税されます。

《税率》

税額は課税標準額に $\frac{1.4}{100}$ を乗じて算出します。

《課税標準額》

- 土地および家屋の課税標準額の基礎となる価格は、基準年度の固定資産課税台帳に登録された賦課期日における価格です。

- 償却資産は、当該年度の賦課期日の価格です。

- 宅地の住宅用地は、その価格の3分の1の額を課税標準とする特例があります。また、住宅用地の200m²までについては、その価格の6分の1の額を課税標準としています。

《免税点》

課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満の場合は課税されません。

《償却資産の申告》

償却資産は、その所有者の申告が義務付けられています。毎年1月1日現在の資産を1月31日までに申告してください。

《課税台帳の縦覧》

土地、家屋および償却資産の課税台帳は、毎年4月1日から最初の納期限（第1期）の日まで、関係者に縦覧します。

●都市計画税

毎年1月1日現在、都市計画区域内に所在する土地、家屋に対し、その所有者に固定資産税と併せて課税されます。

《税率》

課税標準額に $\frac{0.3}{100}$ を乗じて算出します。

◆問い合わせ：税務課課税グループ ☎ 73-7504



税金

●軽自動車税

- 毎年4月1日現在、軽自動車、原動機付自転車などを所有している方に課税されます。
- 原動機付自転車、小型特殊自動車は、栗山町での登録となりますので、印鑑をお持ちのうえ、登録をお願いします。

《税率》

区分		税率
原動機付 自転車	総排気量が50cc以下	2,000円
	50超cc～90cc以下	2,000円
	91超cc～125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車	専ら雪上を走行するもの	3,000円
	二輪（総排気量125超～250cc）	3,600円
小型自動車	二輪（総排気量250cc超）	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,900円
	その他	5,600円

- 3輪または4輪の軽自動車で、平成27年3月31日以前に新規検査を受けている車両を有している方に課税されます。

《税率》

軽自動車の種別		税率	
三輪		3,100円	
三輪（13年経年車）		4,600円	
四輪以上	乗用	営業用	5,500円
		営業用（13年経年車）	8,200円
		自家用	7,200円
		自営用（13年経年車）	12,900円
	貨物	営業用	3,000円
		営業用（13年経年車）	4,500円
		自家用	4,000円
		自営用（13年経年車）	6,000円

- 3輪、4輪の軽自動車で、平成27年3月31日以後に最初の新規検査を受けた車両を有している方に課税されます。

なお、令和5年4月1日から令和8年3月31日までに新規検査を受けた一定の環境性能を有する対象車には、当該年度分に限りグリーン化特例（軽課）が適用されます。

※軽課は、新規検査を受けた年度の翌年度限りです。

《税率》

軽自動車の種別			税率
三輪			3,900円
		軽課※1	1,000円
		軽課※2	2,000円
		軽課※3	3,000円
四輪以上	乗用		6,900円
		軽課※1	1,800円
		軽課※2	3,500円
		軽課※3	5,200円
	自家用		10,800円
		軽課※1	2,700円
		営業用	3,800円
		軽課※1	1,000円
貨物	自家用		5,000円
		軽課※1	1,300円

※1 電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出基準10%以上低減または平成30年排ガス規制適合）

※2 令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準90%以上達成車

※3 令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準70%以上達成車

(注) ガソリン車・ハイブリット車の場合、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排ガス基準50%低減達成車に限ります。

◆問い合わせ：税務課課税グループ ☎ 73-7504

税の納期限

税務課

期別／税目	町道民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
1 期	6月30日	5月31日	5月31日	7月31日	7月31日	7月31日
2 期	8月31日	7月31日		8月31日	8月31日	8月31日
3 期	10月31日	9月30日		9月30日	9月30日	9月30日
4 期	12月25日	11月30日		10月31日	10月31日	10月31日
5 期				11月30日	11月30日	11月30日
6 期				12月25日	12月25日	12月25日
7 期				1月31日	1月31日	1月31日
8 期				2月末日	2月末日	2月末日

※土・日・祝日の場合は、翌日となります。

●納税は金融機関やコンビニ窓口・スマートフォンで

◆取り扱う税金

町道民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

◆納付場所

栗山町役場・継立出張所
角田農村環境改善センター
北洋銀行（本・支店）
北海道銀行（本・支店）
空知信用金庫（本・支店）
空知商工信用組合（本・支店）
そらち南農業協同組合（本・支所・出張所）
全国のゆうちょ銀行および郵便局
コンビニエンスストア
PayPay・J-CoinPay
d払い・auPAY・支払秘書

●納期限後の納税

納期限を過ぎた税金には延滞金がかかります。延滞金は、税額に対して納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%、それ以降、納付の日まで期間については年14.6%の割合で延滞金が加算されます。（平成26年1月1日以降は利率が低減されます）

◆納税相談

納期限までに納付できない場合は、税務課へご相談ください。

●町税に関する証明書と手数料

証明書の種類	担当	申請に必要なもの	手数料
課税証明書	課税グループ	本人が確認できるもの（運転免許証など）	1税目につき 300円
所得証明書			
非課税証明書			
納税証明書	収納グループ	委任状（代理人が申請する場合）	400円 1筆増すごとに 100円加算
固定資産税台帳登録事項証明（評価額証明等）			

◆問い合わせ：税務課課税グループ

☎ 73-7504、73-7505

税務課収納グループ ☎ 73-7506

●便利な口座振替で

税金は口座振替で納付できます。口座振替の良いところは、金融機関などに出向くことなく納税でき、納め忘れのないことです。納期ごとに確実に収納されるため安定的な収納方法として栗山町でも推進しています。税ごとに別々の口座から引き落とすことも可能です。

お手続きは、栗山町役場税務課または金融機関へ預金通帳、届出印を持参し、お申し込みください。

国民健康保険

住民保健課・税務課

●国民健康保険とは

人は誰でも健康で幸せでありたいと願っています。しかし、病気は私たちの身近なところに存在します。そこで、治療などを受けるとき、経済的負担を軽くするためにお互いが助け合うことを目的とした医療保険です。

●国民健康保険の資格

日本国内に住所を有する方であって、以下のいずれかにも該当しない方は、国民健康保険の被保険者となります。

- ①他の医療保険（健康保険）に加入している方、その被扶養者
- ②生活保護を受けている方
- ③後期高齢者医療に加入している方
- ④短期滞在在留外国人の方

など

●国民健康保険の給付

■療育の給付～医療費の7割または8割を負担

病気やけがをし、国保のマイナ保険証または資格確認書を提示して医療を受けた場合、皆さんはかかった費用の3割または2割を一部負担金として支払い、残りは国保が負担します。

■こんな場合に適用されます

- ☆診療
- ☆病気やけがの治療
- ☆治療に必要な薬や注射
- ☆レントゲン撮影・検査

出産育児一時金 ••被保険者が出産したとき、50万円支給されます。

葬祭費の支給 ••被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に3万円支給されます。

●高額療養費

自己負担額の限度を超える高額な医療費がかかった場合にその超えた分の金額が支給されます。

■自己負担限度額

●70歳未満の方

所得区分	3回目まで	4回目以降
ア 901万円超える	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	140,100円
イ 600万円超え 901万円以下	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円
ウ 210万円超え 600万円以下	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
エ 210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
オ 住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

●70歳以上の方

所得区分	自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%【140,100円】	
現役並みⅡ	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%【93,000円】	
現役並みⅠ	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%【44,400円】	
一般	18,000円	57,600円 【44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※【】の金額は、前12カ月に高額療養費の支給を3回以上受けた場合の、4回目以降の自己負担額です。

■高額な医療を長期間必要としたとき

長期にわたり高額な医療費がかかる疾病で、厚生労働大臣が指定するもの（血友病、慢性腎不全など）や、国保が認定したものは、毎月の自己負担限度額が10,000円または20,000円までとなり、それを超える分が高額療養費として支給されます。

ただし、この場合は、国保に申請して交付される「特定疾病療養受療証」が必要です。

●療養費の支給

◆医療費を全額負担したとき

以下のような場合は、いったん全額負担しても、申請して国保が承認した場合に限り、後で査定した額の7割または8割の給付を受けることができます。

●事故や急病で、やむを得ずマイナ保険証または資格確認書を持たずに診療を受けた場合

●海外渡航中に診療を受けた場合

(治療目的の渡航は除く)

●コルセット・ギブスなどの治療補装具代がかかった場合★

●はり・灸・マッサージなどの施術を受けた場合★

●骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた場合★

●手術などで輸血に用いた生血代がかかった場合★

※★印は医師が必要と認めた場合のみ適用されます。

●移送に費用がかかったとき

医師の指示により、緊急のためやむを得ず、重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して国保が必要と認めた場合に移送費が支給されます。

●他人(第三者)の行為による傷病は?

◆交通事故などにあったとき

交通事故や傷害事件など、第三者によって傷病を受けた場合でも、国保を使って医療を受けることができます。

◆必ず届け出を

国保で治療を受ける場合、国保への「第三者行為による傷病届」が必要です。

交通事故にあつたらすぐに警察へ届け、事故証明書をもらうと同時に、国保担当の窓口への届け出も忘れずにしましょう。

※届け出に必要なものは、保険証、事故証明書です。

◆医療費負担は加害者の責任

第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。

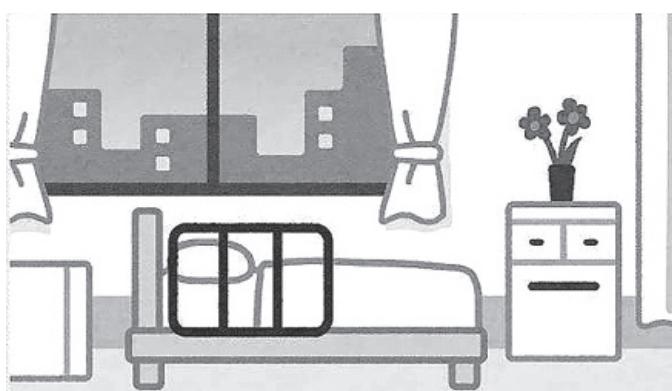
したがって、国保で治療を受けると、国保が加入者の医療費を一時的に立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

◆示談は慎重に

国保に届ける前に、加害者から治療費を受け取つたり、示談を済ませてしまうと、国保が使えなくなることがあります。示談を結ぶ前に、必ず国保へご相談ください。

◆問い合わせ：住民保健課国保グループ

☎ 73-7508



国民健康保険

●国民健康保険税

国民健康保険税は市町村単位で決定するため、地域の医療費の状況や、加入者の人数や年齢、所得などに応じて保険税が異なります。

加入者の皆さんが納める保険税は、運営主体である北海道への負担金に充てるための大変な財源です。

《納税義務者は世帯主》

●国民健康保険税は加入者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。そのため世帯主本人が国保に加入していない場合でも、家族に国保の加入者がいれば、世帯主宛に納税通知書が送付されます。

《税額の決定は7月》

●毎年7月にその年の4月から翌年3月までの国民健康保険税について決定し、世帯主宛に納税通知書を送付します。

●納期は7月から2月までの毎月末日（12月は25日）の年8回となりますので、納期限までに確実に納付してください。

■国民健康保険の手続き

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に入るとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者ではない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	資格確認書
	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険に加入した証明書または資格確認書（社保）、資格確認書（国保）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	資格確認書、葬儀を行った方の預金通帳
	国保の被保険者が死亡したとき	資格確認書、保護開始決定通知書
	生活保護を受けるようになったとき	
その他	同じ市区町村で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	資格確認書
	世帯が分かれたり一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	資格確認書、在学証明書
	保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	身分を証明するもの（使えなくなった資格確認書など）

※世帯主は、必ず14日以内（死亡の場合は7日以内）に手続きをしてください。

問い合わせ・届出先：住民保健課国保グループ ☎ 73-7508

●年金受給者で一定の条件を満たしている場合は、保険税は年金から天引きされます。

《国民健康保険税の税額》

●税額は国民健康保険税加入者の前年の所得に応じて算出し、医療分、後期高齢者支援金分、介護分に分けてそれぞれ算出します。医療分と後期高齢者支援金分は全ての加入者に課せられるものです。介護分は、40歳～64歳の方について加算されます。

●所得の低い世帯には、7割、5割、2割と保険税が軽減される制度があります。

●医療分、後期高齢者支援金分、介護分で、それぞれ保険税の賦課限度額が定められています。

※軽減制度、賦課限度額は、法令の改正により変更となる場合があります。

◆問い合わせ：税務課課税グループ ☎ 73-7505

後期高齢者医療制度

住民保健課

●後期高齢者医療制度とは

将来にわたり国民皆保険を守り、家族や社会のために尽くされた高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにするため、国民みんなで支え合う健康保険制度です。

●被保険者の資格

- ① 75歳以上の方
- ② 65～74歳までの方で、一定の障がいの状態にある方

●保険の給付

病気やけがをし、後期高齢者医療制度の資格確認書を提示して医療を受けた場合、皆さんはかかった費用の1割を一部負担金として支払い、残りの9割は北海道後期高齢者医療広域連合が負担します。

ただし、一定以上の所得や収入のある方は2割または3割の負担となります。

■こんな場合に適用されます

- ☆診療
- ☆病気やけがの治療
- ☆治療に必要な薬や注射
- ☆レントゲン撮影・検査

葬祭費の支給 ••被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に3万円支給されます。

●療養費の支給

◆医療費を全額負担したとき

以下のような場合は、いったん全額負担しても、申請して北海道後期高齢者医療広域連合が承認した場合に限り、後で査定した額の9割（一定以上の所得がある方は8割または7割）の給付を受けることができます。

●事故や急病で、やむを得ず資格確認書を持たずに診療を受けた場合

●海外渡航中に診療を受けた場合（治療目的の渡航は除く）

●コルセット・ギブスなどの治療補装具代がかかった場合★

●はり・灸・マッサージなどの施術を受けた場合★

●骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた場合★

●手術などで輸血に用いた生血代がかかった場合★

●緊急のためやむを得ず、重病人の入院や転院などの移送に費用がかかった場合★

※★は医師が必要と認めた場合のみ適用されます。

●高額療養費

自己負担額の限度を超える高額な医療がかかった場合にその超えた分の金額が支給されます。

申請は初回のみです。その後は自動的に払い戻しされます。

◆自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役Ⅲ	252,600円 + (総医療費 - 842,000円 × 1%)	【140,100円】
現役Ⅱ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円 × 1%)	【93,000円】
現役Ⅰ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円 × 1%)	【44,400円】
一般Ⅱ	18,000円	57,600円 【44,400円】
一般Ⅰ		24,600円
区分Ⅱ	8,000円	
区分Ⅰ		15,000円

※【】の金額は、前12カ月に高額療養費の支給を3回以上受けた場合の、4回目以降の自己負担額です。

◆高額な医療を長期間必要としたとき

長期にわたり高額な医療費かかる疾病で、厚生労働大臣が指定するもの（血友病、慢性腎不全など）や、北海道後期高齢者医療広域連合が認定したものは、毎月の自己負担限度額は10,000円となり、それを超える分が高額療養費として支給されます。ただしこの場合、町に申請して交付される「特定疾病療養受療証」が必要です。

後期高齢者医療制度

●他人(第三者)の行為による傷病は?

◆交通事故などにあったとき

交通事故や傷害事件など、第三者によって傷病を受けた場合でも、後期高齢者医療を使って医療を受けることができます。

◆必ず届け出を

後期高齢者医療で治療を受ける場合、「第三者行為による被害届」が必要です。交通事故にあつたらすぐに警察へ届け、事故証明書をもらうと同時に、町窓口への届け出も忘れずにしましょう。

●後期高齢者医療の手続き

◆医療費負担は加害者の責任

第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。

したがって、後期高齢者医療で治療を受けると、国保が加入者の医療費を一時的に立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

◆示談は慎重に

町に届ける前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、後期高齢者医療が使えなくなることがあります。示談を結ぶ前に、必ず町へ相談ください。

◆問い合わせ：住民保健課国保グループ

☎ 73-7508

	こんなとき	手続きに必要なもの
後期高齢者医療に入るとき	75歳になったとき	手続きはありません (町から後期高齢者医療の資格確認書または資格情報のお知らせを送付します)
	一定の障がいのある人が65歳になったとき	資格確認書(国保の方のみ)、年金証書(障害年金受給者の方のみ)・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・医師の診断書のいずれかの書類
	65歳を過ぎて一定の障がいのある状態になったとき	
	他の市町村から転入してきたとき	負担区分証明書(道外からの場合)
	生活保護を受けなくなったとき	手続きはありません (町から後期高齢者医療の資格確認書または資格情報のお知らせを送付します)
後期高齢者医療をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	資格確認書
	後期高齢者医療の被保険者が死亡したとき	印鑑、資格確認書、葬祭を行った方の預金通帳
	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書
その他	同じ市町村で住所が変わったとき	
	氏名が変わったとき	資格確認書
	被保険者証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの(使えなくなった資格確認書など)

国民年金

住民保健課

●国民年金とは

日本に住む 20 歳以上 60 歳未満全ての方が加入し、老齢や障がい、死亡について年金を受給し、その生活の安定を図ることを目的とした制度です。

◆加入対象者

日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。
(強制加入)

○被保険者は 3 種類

1. 第 1 号被保険者

農業、商業など自営業の方とその家族および学生
(第 2 号被保険者および第 3 号被保険者を除く)

●納付：毎月納付

●納付場所：年金事務所から送付される納付書で、
金融機関、郵便局、信用組合、コンビニエンス
ストア、キャッシュレス決済などで納付します。な
お、口座振替やクレジット納付、電子納付も可能
です。

●前納制度：保険料を前払いすると割引されます。口
座振替と併せて利用すると割引額が多くなります。

●保険料の免除：保険料を納めなくても経済的に困
難な場合は、申請により免除を受けることができる
場合がありますので、国保グループ窓口で相談のうえ申請手続きをしてください。なお、学生の
方は「学生納付特例制度」、50 歳未満の方は「納
付猶予制度」があります。

また、出産をされた場合、申請により出産前後の
一定期間の保険料が免除されます。

2. 第 2 号被保険者

被用者年金保険の被保険者（厚生・共済年金）

国民年金を納める必要はありません。

3. 第 3 号被保険者

被用者年金保険の被保険者に扶養されている配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の方
※国民年金保険料は個別に納める必要はありません。（配偶者の加入する年金制度がまとめて
拠出）

◆基礎年金の給付

○老齢基礎年金

公的年金を 10 年以上納めた方が 65 歳になった
ときから支給されます。
※繰上・繰下支給を受けることができ、開始年齢を
60 歳～75 歳まで選択できますが、年金額が変動
します。

○障害基礎年金

一定の保険料を納めた方が病気やけがをして身体
障がい者になったとき、あるいは 20 歳前に障がい
の状態にあった方に支給されます。

※障がいの程度は、1 級、2 級です。

○遺族基礎年金

国民年金の加入者で老齢基礎年金の受給資格期間
を満たしている方が死亡したときは、その方の収入
で生活した子のある妻、または子に支給されます。
※遺族厚生年金を受給できる遺族の方は、あわせて
受給できます。



国民年金

◆第1号被保険者の独自給付

○付加年金

定額保険料のほかに、月額400円の付加保険料を納めた方は老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

○寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格要件を満たした夫が、老齢基礎年金、障害基礎年金を受けずに死亡した場合で、婚姻期間が10年以上で、死亡当時に夫に生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

※年金額

夫が受けられるはずであった老齢基礎年金（第1号被保険者としての加入期間分）の4分の3

○死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を3年以上納めた方が老齢基礎年金も障害基礎年金も受けないで死亡し、その遺族が遺族年金を受けられない場合に支給されます。

◆問い合わせ：住民保健課国保グループ

☎ 73-7508

●年金の主な手続き

届出の種類		届出に必要なもの	届出の場所
基 礎 年 金	第1号被保険者 加入期間中の手続き	加入するとき	基礎年金番号がわかるもの
		住所・氏名が変わったとき	基礎年金番号がわかるもの
		付加保険料を納めたいとき	基礎年金番号がわかるもの
		手帳をなくしたとき	身分証明書
		保険料免除の申請	失業の場合は離職票 学生の場合は上記のほかに学生証 産前産後期間の免除をご希望の場合は、母子健康手帳
		保険料口座振替の手続き	納付書、預金通帳と通帳印
受 給 中 の 手 続き	①第1号被保険者の裁定請求 (年金を請求する手続き)	年金手帳、年金支払先の預金通帳	住民保健課 国保グループ
	②第2号、第3号被保険者の裁定請求	年金事務所にお問い合わせください	年金事務所
	老齢年金受給者の氏名、住所、支払機関の変更	預金通帳、年金証書	住民保健課国保グループまたは、年金事務所へ郵送（変更届の用紙は国保グループにあります）
	国民年金証書をなくしたとき	身分証明書	

※年金受給者が死亡したときは、死亡届の提出が必要となります。

母と子の健康

住民保健課・福祉課

●妊娠・出産・子育て相談

保健師、保育士が、妊娠、出産、子育てのことなど、さまざまな相談に応じます。お子さんと一緒にゆつたり相談できる専用の相談室がありますので、お気軽にご利用ください。

- ◆場所・問い合わせ：子育て世代包括支援センター（子育て支援センター「スキップ」内）☎ 73-1280
- ◆時 間：平日 8：30～17：00（祝日除く）

●妊娠したら

《母子健康手帳の交付・妊娠婦健診費用の助成》

妊娠に気づいたら産婦人科を受診し「妊娠届出書」をもらいましょう。妊娠届出時に、母子健康手帳と妊娠健診受診票（14回分）、産婦健診受診票（2回分）を交付します。

- ◆交付場所：子育て世代包括支援センター
《パパママクラス（両親教室）》

妊娠さんとその家族の皆さんを対象に、妊娠・出産・育児を学ぶ教室を行っています。父親や上のお子さんと一緒に、赤ちゃんの沐浴や妊娠疑似体験ができます。

《ベビーの日（助産師相談日）》

産婦さんを対象に、産後の健康管理、授乳や育児に関する講話や個別相談を行っています。

●妊娠健診、出産時の受診、産婦健診の交通費の助成

妊娠婦さんの心身の負担や経済的な負担を軽減するため、妊娠中から出産、産後約1ヶ月間までに健診で病院を受診する際の交通費を助成します。

●産後ケア

産後1年以内の産婦さんを対象に、助産師の家庭訪問または助産院で、体調管理及び授乳や育児指導を行っています。

●乳幼児のために

《新生児の健康診査》

新生児を対象に健康な発育を促すため、おむね生後1ヶ月以内に医療機関で受けた健康診査の費用を全額助成します。（2回まで）

《新生児聴覚検査》

難聴の早期発見・治療のため、出生後に医療機関で実施している聴覚検査の費用を全額助成します。（初回・確認検査の2回まで）

《乳幼児健康診査》

乳幼児の健全な発育を促すため、3～4ヶ月・8ヶ月・12ヶ月児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児、5歳児を対象に健診を行っています。

《歯科健診・フッ素塗布》

乳幼児健診に併せて、8ヶ月以上の乳幼児を対象に歯科医師などによる歯科健診や歯磨き指導、フッ素塗布を行っています。

《もぐもぐ離乳食講座》

5～6ヶ月ごろまでの乳児を対象に初期の離乳食づくりや栄養相談を行っています。

《幼児栄養相談（パグモグ相談）》

子どもに必要な栄養、食生活をテーマに体験を通じた食育事業や個別相談を行っています。

《スキップ相談日》

乳幼児を対象に身体測定や子どもの成長、栄養、育児に関する個別相談を行っています。

●予防接種

日程・場所などの詳細はホームページや「保健サービスガイド」をご覧ください。

《定期予防接種》

予防接種法に基づく予防接種です。全額公費負担で接種できます。

- ◆接種種類：小児肺炎球菌・B型肝炎・BCG・五種混合・麻疹・風疹・水痘・二種混合・子宮頸がん（HPV）・日本脳炎・ロタウイルス

《任意予防接種》

おたふくかぜの予防接種費用を全額助成します。対象は1～4歳未満のお子さんです。

●中学生ピロリ菌検査・除菌治療費用助成

中学2年生を対象に胃がんや胃の病気予防のために、検査と除菌治療の費用を助成します。

- ◆問い合わせ：住民保健課健康推進グループ

☎ 73-2256

成人の健康

住民保健課

●健康診査

健康状態を確認し、適切な対応により、いきいきとした人生を送っていただくため、下記の健康診査、がん検診を実施しています。日程、料金などは「保健サービスガイド」をご覧ください。

健（検）診名	内容		対象
特定健診	身体・血圧測定、血液・尿検査 ※健診場所によって心電図、眼底検査が受けられます。		年度内に40歳から74歳となる町国民健康保険加入の方
いきいき健診			後期高齢者医療制度加入の方
生活習慣病予防 予 防 健 診	身体・血圧測定、血液・尿検査		年度内に20歳から39歳となる町国民健康保険加入の方または健診受診機会のない方
がん 検診	胃	バリウム検査	年度内に35歳以上の方（1年に1回）
	肺	胸部レントゲン撮影検査	
	大腸	2日分便潜血検査	
	乳	マンモグラフィ検査	
	子宮	頸部細胞検査	受診日当日に20歳以上の女性（2年に1回）
成人・高齢者 歯科健診	口腔内検査		年度内に20・30・40・50・60・70・80歳になる方
エキノコックス 症 検 診	血液検査		小学校3年生以上で過去5年間検診を受けていない方
肝炎ウイルス検診			年度内に40歳以上で過去に検診を受けたことがない方
骨粗しょう症検診	骨塩定量検査		受診日当日に40・45・50・55・60・65・70歳の女性

●健康教育

団体、事業所、町内会・自治会などを対象に、健康講話、健康・栄養相談、健康機器を使用した健康チェック（血圧測定や体組成計測定など）を行っています。



●健康相談

「健康についてちょっと聞いてみたい」「健診結果の見方がよくわからない」「食事についてのアドバイスが欲しい」「不安なことがある」「子どもの成長・発達が気になる」・・・という方のご相談に、保健師または管理栄養士が応じます。

日 程	毎月第2・4月曜日（祝日除く） 13:00～16:00
場 所	総合福祉センター「しゃるる」 朝日4丁目

◆問い合わせ：住民保健課健康推進グループ

☎ 73-2256

在宅サービス（介護保険）

福祉課

●在宅サービス

介護保険で要支援、要介護と認定された方が利用できます。各サービスを利用すると料金の1割（2割または3割）が自己負担になります。料金は各サービス、介護度によって異なります。

◆訪問介護

ホームヘルパーが自宅に来て、健康で安心した在宅生活を送れるよう支援します。

■生活援助：洗濯、掃除、買い物など

■身体介護：排泄、食事、着替え、入浴など

【栗山町における実施機関】

- ・ヘルパーステーション プロケアすばる
- ・訪問介護ステーション ほのか
- ・訪問介護ステーション くらしさ栗山

◆訪問看護

主治医の指示により看護師などが自宅に訪問して、床ずれの手当て、点滴の管理などの「診療の補助」や体の清潔を保つたり、排泄介助など「療養上」の世話をするサービスです。

【栗山町における実施機関】

- ・栗山赤十字訪問看護ステーション
- ・在宅看護センター ポラリス
- ・長沼地域栗山訪問看護ステーション

◆通所介護（デイサービス）

送迎を受けて、介護職員がいる専門施設に通い、レクリエーションや入浴、食事などの提供を受けるサービスです。家での閉じこもりや孤独感の解消の一方、介護者のリフレッシュにもなります。

【栗山町における実施機関】

- ◎デイサービス おおむらさき
- ◎デイサービスセンター 一休さん
- ◎デイサービス（機能訓練型） すまいる
- ・デイホーム プロケアすばる
- ・デイサービスセンター やまぼうし
- ・デイサービスセンター くりやま

※◎は地域密着型です。（原則、町内在住の方）

※近隣町のデイサービスセンターも利用できます。

◆通所リハビリ（デイケア）

送迎を受けて、リハビリスタッフがいる専門施設に通い、リハビリテーションや入浴、食事などの提供を受けるサービスです。老人保健施設や病院などで行われ、リハビリが重視されます。

【栗山町における実施機関】

- ・介護老人保健施設 ガーデンハウスくりやま
- ※近隣町の施設も利用できます。

◆短期入所生活介護（ショートステイ）

在宅介護をしている家族などが、けがや病気になったり、冠婚葬祭のとき、また、介護の疲れを癒したい場合など一時的に特別養護老人ホームなどの施設へ短期入所してもらうサービスです。

【栗山町における実施機関】

- ・特別養護老人ホーム くりのさと
- ◎地域密着型特別養護老人ホーム くりのさと彩
- ※近隣町の施設も利用できます。

◆短期入所療養介護（ショートステイ）

在宅介護をしている家族などが、けがや病気になったり、冠婚葬祭のとき、また、介護の疲れを癒したい場合など一時的に老人保健施設や療養型病床群などの施設へ短期入所してもらうサービスです。

【栗山町における実施機関】

- ・介護老人保健施設 ガーデンハウスくりやま
- ※近隣町の施設も利用できます。

◆訪問入浴介護

寝たきり高齢者の入浴は、家庭の浴室では狭く、介護も重労働のため、浴槽を積んだ移動入浴車が自宅に来てスタッフが入浴介護するサービスです。

※栗山町に実施機関はありませんが、岩見沢市、札幌市などに相談できる機関があります。

◆福祉用具の貸与・購入費支援

【レンタル】

車椅子、介護用ベット、床ずれ予防用具、歩行器など12種類で要介護度別の支給限度額の枠内で利用することができます。

※介護度により借りられる物品は異なります。

【購入】

排泄や入浴に関する（レンタルに向かないもの）9種類で限度額が10万円を上限とした購入費の9割（8割または7割）が支給されます。

【栗山町における事業者】

- ・(有)丸小旗矢金物店
- ・(有)高杉

◆住宅改修費の支給

手すりの取り付け、床の段差解消など一定の改修を対象とし、1件当たり20万までを上限とした改修費の9割（8割または7割）が支給されます。

◆居宅療養管理指導

医師や歯科医、薬剤師などが高齢者の自宅を訪問して、健康管理や保健指導サービスを行います。

※医療機関（歯科医含む）、調剤薬局が実施します。

◆ケアプラン作成

ケアプラン（介護サービス計画）は「いつ、どこで、どのサービスをどの程度利用するか」の計画書で、ケアマネジャー（介護支援専門員）に作成を依頼できます。自己負担はありません。

【栗山町における実施機関】

- ・栗山町地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所 プロケアすばる
- ・ケアプランセンターくりやま
- ・居宅介護支援事業所 ほのか
- ・居宅介護支援事業所 パートナー
- ・居宅介護支援事業所 くらしさ栗山

◆問い合わせ：福祉課高齢者・介護・医療グループ

☎ 73-7507

施設サービス（介護保険）

福祉課

介護保険で要介護と認定された方が利用できます。利用料金は介護度によって異なります。栗山町以外の市町村にある施設も利用できます。

◆介護老人福祉施設

日常生活を重視した生活施設です。

■対象：常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者
(要介護3以上)

- ・特別養護老人ホーム くりのさと
- 地域密着型特別養護老人ホーム くりのさと彩

※○は地域密着型です。（原則、町内在住の方）

◆介護老人保健施設

家庭復帰機能を重視した療養施設です。

■対象：病状が安定期にあり、入院は必要ないがリハビリや看護、介護を必要とするような要介護者（要介護1以上）

- ・介護老人保健施設 ガーデンハウスくりやま

◆認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要支援2以上の認知症の方が入居できるサービスです。

【栗山町における実施機関】

- グループホームおおむらさき
- ほのかの里
- ほのかの里桜丘

※○は地域密着型です。（原則、町内在住の方）

◆養護老人ホーム

- ・泉徳苑、一草庵

■対象：65歳以上で環境・経済上の理由で、自宅で生活できない方

◆特定施設（有料老人ホーム）

- ・サンヴィレッジ栗山
- ・プライエボーリくりやま
- ・廣樹庵

◆サービス付き高齢者住宅

- ・うららくりやま駅前

◆介護医療院

医学的管理を重視した長期療養の医療施設です。
栗山町にはありません。

低所得者の方は利用料が軽減されます

福祉課

◆社会福祉法人による利用負担減免

要介護、要支援に認定された方で、次の方が町や社会福祉法人が行う訪問介護、通所介護、短期入所、介護老人福祉施設サービスを利用する場合、利用料が軽減されます。

■対象：生計中心者が町民税非課税世帯のうち特に生計困難者の方（生活保護世帯を除く）

■利用軽減：利用者負担の25%を軽減

あんしん生活支援します

福祉課

◆配食サービス事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者またはそれに準ずる世帯で、調理が困難な方に配食します。

■費用：1食 500円

◆家族介護用品支給事業

在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護している家庭に介護用品に要する経費を助成します。

■対象者：介護保険の要介護認定で要介護4、5に認定された方で、町民税非課税世帯の方

■助成対象品目：紙おむつ、尿とりパット、清拭剤など

■費用：対象者ひとりにつき月額6,250円以内（年75,000円以内）

◆外出支援サービス事業

65歳以上の世帯の要介護2以上の方で、公共交通機関（一般のタクシー含む）の利用が困難な方で、リフト付き車両の利用が必要な方に居宅から町内の医療機関など公共施設までの間を送迎します。

■費用：1回200円（上限あり）

◆福祉ベッド利用助成事業（社会福祉協議会）

病院からの一時帰宅（外泊）などで介護用ベッドが必要な方に介護用ベッド利用料の一部助成します。

■対象機器：介護用ベッド

■対象者：65歳以上の方（介護保険適用外）

■費用：経費の10%（上限あり）

◆寝具洗濯サービス利用助成事業（社会福祉協議会）

65歳以上の在宅高齢者を対象に、快適な生活を送るための寝具の洗濯料の一部を助成します。

■費用：経費の10%（上限あり）

◆ケアラーお出かけ安心サービス事業

ケアラーが冠婚葬祭や外出、事故や入院などの緊急時に安心して出かけられる短期入所事業

■利用回数：月1回

■利用期間：1回の利用につき7日以内、ケアラーの急病や事故などは30日以内

■利用施設：特別養護老人ホームくりのさと
地域密着型特別養護老人ホームくりのさと彩

■費用：滞在費、食費等実費相当分（3,000円程度）

◆申請窓口・問い合わせ：社会福祉協議会

☎ 72-1322

◆問い合わせ：福祉課高齢者・介護・医療グループ

☎ 73-7507

◆除雪サービス事業

70歳以上のひとり暮らしの高齢者またはそれに準ずる世帯などで、日常生活の維持。緊急時（火災、緊急救命）の対応に支障がないよう、自宅周辺の除雪などにかかる費用の一部を助成します。

対象者：①～④のすべてに該当する世帯

①町民税非課税世帯

②同一町内会、自治会に65歳未満の子
がいない世帯

③町税などの滞納がない世帯

④町内会・自治会単位などで共同負担に
より除雪を行っていない世帯

費用：限度額の7割（生活保護世帯は9割）
を助成（上限あり）

◆緊急通報装置設置事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者またはそれに準ずる世帯で必要とされる場合に、緊急通報装置を取り付け、安心できる在宅生活をサポートします。

■費用：無料

※ただし、緊急通報装置は固定電話に取り付けるため、装置の電気代、通報時等の通話料は設置者の負担となります。

◆認知症高齢者徘徊探索サービス利用助成事業

要介護1以上の方や、医師の診断で認知症と認められた方を早期に発見できる機器購入費の一部を助成します。

■費用：16,200円以内の機器購入費用。月々の利用料は利用者負担となります。

◆問い合わせ：福祉課高齢者・介護・医療グループ

☎ 73-7507

介護のことでお悩みの方に（ケアラー相談）

福祉課

介護のことでお悩みの方の相談を受け付けます。

※ケアラーは、心や身体に不調のある人の「介護」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族・知人などを無償でケアすることです。この中には18歳未満の子ども（ヤングケアラー）も含みます。

【相談窓口】

①子どもの相談

子育て支援センター「スキップ」 ☎ 72-1280

②高齢者の相談

地域包括支援センター ☎ 73-2255

③障がいの相談

福祉課福祉・子育てグループ ☎ 73-2222

④ケアラーの相談

社会福祉協議会 ☎ 72-2121

（月水金の午前、相談専用ダイヤル）

ゆたかな長寿社会のために

福祉課

◆長寿祝金の贈呈

長年にわたり社会に尽くされた高齢者を敬愛し、祝金を贈呈します。

■対象：当該年度において満100歳に達した方

■くりやまギフトカード

◆問い合わせ：福祉課高齢者・介護・医療グループ

☎ 73-7507

● 3つの手帳

《身体障害者手帳》

目・耳・手・足など体や言葉に障がい、あるいは心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の働きに障がいがある方が受けられます。

◆申請に必要なもの

指定医師の診断書、写真1枚（最近のもので縦4cm×横3cm）

《療育手帳》

知的障がいの方が受けられます。

◆申請に必要なもの

専門機関（18歳未満は児童相談所、18歳以上は北海道立心身障害者総合相談所）での面談による判定が必要となりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。（☎ 73-2222）

《精神障害者保健福祉手帳》

精神疾患を有し、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある方が受けられます。

◆申請に必要なもの

指定医師の診断書、写真1枚（最近のもので縦4cm×横3cm）

●いろいろな手当ガイド

《特別障害者手当》

日常生活において常時特別の介護を要する重度の障がいを重複して存する方に支給します。

◆対象

重度の身体、精神上の障がいを2つ以上有する20歳以上の在宅障がい者

◆手当 月額 28,840円（5・8・11・2月に支給）

《障害児福祉手当》

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障がい児に支給します。

◆手当 月額 15,690円（5・8・11・2月に支給）

《特別児童扶養手当》

精神または身体に障がいを持っている20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給します。

◆手当（月額） 1級 55,350円

2級 36,860円（4・8・11月に支給）

●障がい福祉サービスの支給

障がいのある方や難病の方を対象に、日常生活の介護支援、自立生活や就労を目指す方を支援する多様なサービスがあります。役場窓口での申請・決定後に、各サービスを提供する事業所と契約してサービスを利用します。

◆対象者

身体障害者手帳をお持ちの方、知的・精神に障がいのある方（発達障がいを含む）、難病（障害者総合支援法の対象疾病）の方

※医師による診断書が必要な場合があります。

◆サービス内容

○居住サービス

グループホーム入居、施設入所など

○訪問サービス

居宅介護（ヘルパー訪問）、行動援護など

○日中活動サービス

就労支援（福祉事業所での就労等）、生活介護、短期入所など

○その他生活支援

移動支援（外出時の支援）、手話通訳派遣など

◆費用

世帯の所得により、サービス費用に対して、1割の自己負担があります。負担額は、サービスごとに異なります。

◆申請

サービスごとに申請・決定の流れが異なりますので、担当窓口までご相談ください。

◆問い合わせ：福祉課福祉・子育てグループ

☎ 73-2222

●日常生活の援助

《日常生活用具の給付》

重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、難病患者などの日常生活を容易にするため、障がいの程度に応じて給付および貸与します。

◆給付の種類

浴槽、便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、盲人用ポータブルレコーダー、盲人用時計、点字タイプライター、盲人用電卓、盲人用体温計、電磁調理器、聴覚障がい者用目覚まし時計、聴覚障がい者用室内信号灯、火災報知機、自動消化器、ストマ用装具など

◆費用

世帯の所得により一部負担していただくことがあります。また、障がいの部位や程度により用具ごとに助成額の基準、制限があります。

《補装具の給付・修理》

身体に障がいのある方の日常生活や職場生活を容易にするため、義肢、装具などの補装具を給付・修理が受けられます。

◆種類

盲人杖、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、義肢、装具、車椅子、電動車椅子、収尿器、松葉杖、歩行杖など

◆費用

世帯の所得により一部負担していただくことがあります。（自己負担された分は申請により町が補助）
また、補装具ごとに助成額の基準があります。

《福祉ハイヤー利用料金助成》

身体障害者手帳1・2級の下肢、体幹、視覚、じん臓（町内の医療機関で人工透析を受けている方）の障がい者および重度（A判定）の知的障がい者（児）の方で、かつ前年度の住民税が非課税世帯の方に助成します。

◆助成

年間24枚（1枚600円）の福祉ハイヤー利用券を交付します。乗車1回につき2枚まで使用できます。超過料金は利用者の負担になります。

《交通費の割引》

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方に交通費の割引制度があります。

◆割引の種類

◇JR：100Kmを超える区間を利用する場合、普通運賃の50%割引、第1種および12歳未満の方は、介護者も適用されます。

◇バス：本人50%割引。第1種の方は、介護者も適用（精神障害者保健福祉手帳についてはバス会社により異なる）

◇航空運賃：航空会社により異なります。

《特定疾患患者および人工透析患者通院費等の助成》

町では、特定疾患のため治療を要する方および人工透析療法の医療給付を受けている方ならびに、これらの介護者に対し、通院に要する交通費および介護に要する宿泊料の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図っています。

◆対象者

栗山町に住んでいる方で、次の方が対象となります。ただし、生活保護法による生活扶助を受けている世帯は除きます。

①北海道特定疾患治療研究による医療受給者証の交付を受けている方

②人工透析法による医療給付を受けている方（合併症のため町外の医療機関に通院している方に限る）

③①および②の方に対し、介護を要すると医師が認めた介護者の方

◆助成額

助成基準額の2分の1以内

●その他

《障がい者相談》

身体障がい者および知的障がい者で日常生活などで困っていることや悩みごとをお受けします。

◆相談員

- ・身体障がい者 柳 誠一（中央3）☎ 72-1411
- ・知的障がい者 丸山紘司（中央4）☎ 72-0683

その他にも

《身体障がい者の運転免許取得・自動車改造費の助成》、《有料道路通行料金の割引》、《N H K 受信料の免除》、《精神障がい者の通所交通費の助成》《子ども発達・療育費用助成》などの助成があります。

◆問い合わせ：福祉課福祉・子育てグループ

☎ 73-2222

●手当のいろいろ

《児童手当》

0歳から高校生年代（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

◆支給額：

3歳未満は月額15,000円

3歳以上高校生年代までは月額10,000円

※第3子以降は月額30,000円

◆支給時期：偶数月に前2カ月分を支給

《児童扶養手当》

父子、母子家庭の児童（18歳到達後最初の3月31日まで）の養育者に支給されます。ただし、支給基準、制限などがあります。

◆支給額：第1子 月額46,690円

第2子以降 月額11,030円

◆支給時期：奇数月に前2カ月分を支給

※所得により減額される場合があります

《特別児童扶養手当》～26ページ参照

◆問い合わせ：福祉課福祉・子育てグループ

☎ 73-2222

●施設ガイド

《保育所》

保護者が労働に従事したり、病気にかかっているなどの理由により、児童の保育が出来ない場合に保護者に代わって児童を保育することを目的とする施設です。生後9週目から入所することができます。

◆町内の保育施設

☆学校法人松田学園 繼立まつば保育園

継立176番地29 定員20人 ☎ 75-2032

☆学校法人松田学園 マロンキッズ保育園

<0歳～2歳児対象>

朝日3丁目 定員19人 ☎ 76-7258

《認定こども園》

3歳以上の児童であればどなたでも入園できる幼稚園部分に加え1歳～5歳までの保育所の機能両方を持つ施設です。入園に際しては町で認定を受けている施設に入園の申し込みが必要です。

☆学校法人栗山立正学園 栗山めぐみこども園

錦2丁目 定員96人 ☎ 72-4914

☆社会福祉法人水の会 栗山いちい認定こども園

中央3丁目 定員100人 ☎ 72-1572

◆問い合わせ：福祉課福祉・子育てグループ

☎ 73-2222

《子育て支援センター「スキップ」》

子育ての負担感などの緩和と、子どもたちの健全な成長を図るため、子育ての不安や悩みの相談、親子の交流の場の提供・支援を目的とする施設です。

◆開設日：毎週月～金曜日 10:00～16:00

☎ 72-1280

《子育て世代包括支援センター》

子育て支援センター「スキップ」内の専用相談室で保健師・保育士が妊娠・出産に関する相談、子育てサービス、保育園・こども園の情報などを提供します。

◆開設日：毎週月～金曜日 9:00～17:00

☎ 72-1280

《子ども子育て心の相談室》

お子さん自身や、保護者の方が子育てについて不安や悩み、困っていることについて相談をお受けします。

◆開設日：毎週月～金曜日 8:30～17:00

☎ 72-1280

《子ども発達サポートセンター》

発達に遅れや心配のあるお子さんに対し、専門のスタッフが一人ひとりに応じた目標を設定して支援を行います。また、発達に関する相談にも随時応じます。

◆開設日：毎週月～金曜日 8:30～17:00

◆問い合わせ：総合福祉センター「しゃるる」2階

☎ 73-2260

《ファミリー・サポート・センター》

育児の助けが必要な方（依頼会員）と育児の手助けができる方（提供会員）が会員となって子育て家庭のお手伝いをする事業です。0歳から小学校6年生までの子どものいる方、お子さんの預かりや送迎をしています。

◆受付時間：平日 8:30～17:15

◆問い合わせ：

栗山町ファミリー・サポート・センター

（子育て支援センター「スキップ」内） ☎ 72-1280

《児童センター》

文化・スポーツ・学芸・自然などの遊びを通して、子どもの健康を増進し、情緒豊かにするとともに、ふるさとを愛する子どもを育てることを目的とする施設です。

●児童センター 中央 4 丁目 ☎ 72-0801

◇利用時間：10：00～17：00

◇休館日：日曜祝日、年末年始



《放課後児童クラブ》

昼間、保護者および家族が就労などにより家庭を留守にするため、家庭で保護を受けることができない小学校の児童を対象に受け入れを行っています。

●にじのこ児童クラブ（児童センター内）

●どんぐり児童クラブ（角田小学校内）

●かぜの子児童クラブ（継立）

●マロンキッズ児童クラブ（朝日 3 丁目）

◆開設時間

平日：下校時～18：30

土曜日、夏・冬休みなど：8：00～18：30

◆休館日：日曜祝日、年末年始

◆問い合わせ：福祉課福祉・子育てグループ

☎ 73-2222

生活にお困りの方のために

福祉課

●生活保護

病気、障がい、高齢などのため収入が少なく、また、資産その他の援助がなく生活に困っている方の生活を保障します。

◆問い合わせ：福祉課福祉・子育てグループ

☎ 73-2222

●無年金者生活支援給付金支給

65歳以上の公的年金の受給資格のない方で、生活上困窮があると認められる方に月額5千円を支給します。

◆問い合わせ：福祉課高齢者・介護・医療グループ

☎ 73-7507

●資金貸付

《生活福祉資金の貸付》（社会福祉協議会）

この貸付制度は、厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない、また、他制度を活用しても不足が生じる低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指す制度です。

◆貸付の対象者

○低所得世帯：世帯収入が一定基準以下の方

○障がい者世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている方の属する世帯

○高齢者世帯：65歳以上の高齢者の属する世帯

◆資金種類

更生資金、福祉資金、修学資金、療育・介護等資金、緊急小口資金、その他に失業中の生活費を貸し付ける総合支援資金があります。

◆貸付条件

原則として連帯保証人が1人必要です。お住まいの地域の民生委員による指導のもとに貸付、償還を行います。債務整理中の方は利用できません。発注・購入および支払済みの経費は対象外です。

◆返済方法等

返済は元金・利子均等の口座振替による月賦返済で、ゆうちょ銀行または北海道銀行・北洋銀行のみご利用できます。貸付利息は、連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%です。（教育支援資金および緊急小口資金は無利子）約束された期間に返済できなかった場合、残元金に対して延滞利子（年10.75%）が日割りで加算されます。

◆問い合わせ・申込先

ご相談、お申し込みの窓口は栗山町社会福祉協議会（☎ 72-1322）または地域の民生委員です。相談受付・貸付申請から実際の貸付までには審査があり、1カ月程度かかりますので、お急ぎの場合はお早めにご相談ください。

学校教育

教育委員会

●就学時健康診断

次の年に入学する児童を対象に「就学時健康診断」を行っています。10月上旬頃に各家庭に通知します。

◆住所変更などで通知が届かない場合は、教育委員会学校教育課学校教育グループにご連絡ください。

☎ 72-1117

●就学に関する通知

小・中学校に入学する児童の保護者に、学校名、入学式の日時などを記入した就学通知書を1月末までに送付します。

◆住所変更などで、通知が届かない場合は、教育委員会学校教育課学校教育グループにご連絡ください。

☎ 72-1117

●教育相談

教育相談員が児童生徒の家庭生活や、学校生活などに関する不安や悩み、いじめ、不登校などの相談をお受けします。

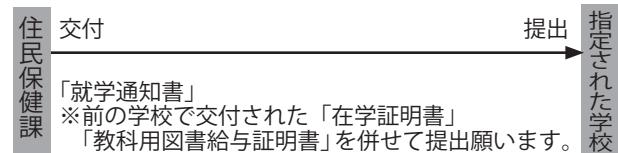
◆相談日時 毎週月～金曜日 8：30～17：15

相談専用電話 ☎ 72-1112

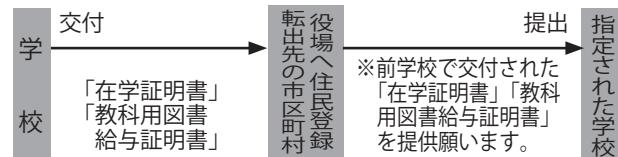


●転入（出）学

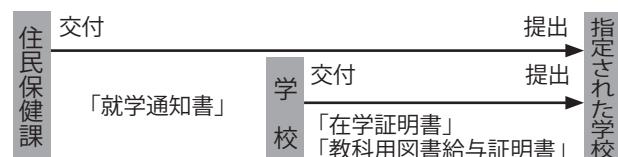
◆転入の手続き



◆転出の手続き



◆町内転居の場合



●遠距離通学費補助制度

町では遠距離通学の小中学生に対して、通学費の補助を行っています。スクールバス利用を除く、片道小学生 4km、中学生 6km を超える方が対象です。対象見込み者へは 3 月にご案内します。

◆問い合わせ：

教育委員会学校教育課学校教育グループ

☎ 72-1117

就学の援助

教育委員会

●学用品等の援助

小・中学生のいるご家庭で、経済的にお困りの場合は、学用品費、修学旅行費、給食費などの一部を援助しています。

◆問い合わせ：

教育委員会学校教育課学校教育グループ

☎ 72-1117

●公益信託松原記念奨学基金

大学などに在学し、成績優秀であって経済的に困っている方のために、奨学金の給付を行っています。

◆問い合わせ：

教育委員会学校教育課学校教育グループ

☎ 72-1117

北海道介護福祉学校

北海道介護福祉学校事務局

●道内唯一 町立の介護福祉士養成校です。

昭和 63 年に開校した栗山町立の専門学校です。2,300 人以上の卒業生が全道各地で介護職のリーダーとして活躍しています。

学 科	介護福祉学科
定 員	1 学年 40 人
年 限	2 年
取得資格	介護福祉士（国家試験受験資格） レクリエーション・インストラクター

◆低額な授業料

町立だからこそこの低額な学費です。

2 年間で 175 万円（町民は 155 万円）

AO 入試入学金 10 万円減免

項目	1 年	2 年	計
入 学 料	15 万円	—	15 万円
授 業 料	39 万円	39 万円	78 万円
施 設 整 備 費 等	15 万円	15 万円	30 万円
教 科 書・ 実習費等	25 万円	27 万円	52 万円
合 计	94 万円	81 万円	175 万円

◆女子寮を完備

管理人が常駐しているので安心です。

◆フィンランドとの交換留学

平成 9 年度から毎年 3 ~ 4 人の学生をフィンランドカイヌー職業学校へ派遣し、国際交流を続けています。

◆就職率 100% と高い国家試験合格率

学生一人につき 40 件以上の求人があり、開校以来就職率は 100% です。

平成 29 年度から新たに国家試験が始まりました。模擬試験、対策講義、分野別講習会など、全員合格を目指して丁寧な指導を行っています。

※令和 6 年度 国家試験合格率 100%

（全国平均 78.3%）

◆再就職訓練生の受け入れ

公共職業訓練を受託し、社会人の学び直しを応援しています。

◆問い合わせ：北海道介護福祉学校

☎ 72-6060



●こんな仲間がお待ちしています

《栗山町青年団体協議会》

町内の勤労青年が交流の輪を広げ、住みやすい環境づくりを目指し、地域貢献活動やボランティア活動などを企画・実践しています。

《いきいきスクール（高齢者大学）の開設》

高齢期を充実した生活にするために、一般教育、心身の健康、社会見学など多彩なプログラムを計画しています。



●こんな事業を予定しています

《青少年教育》

- 5月～3月 栗山キッズクラブ
- 5・6・2月 リーダー研修
- 8月 姉妹都市子ども交歓のつどい
- 11月 英語コミュニケーションスキル研修
- 1月 下の句かるた大会



《成人教育》

- 4月～3月 町民講座
- 〃 文化活動推進事業
- 〃 芸術鑑賞事業
- 1月 はたちのつどい
- 3月 札響ひなまつりコンサート

《高齢者教育》

- 5月～11月 いきいきスクール（高齢者大学）

《国際交流》

- 1月 少年ジェット「希望の翼」
- 3月 国際交流のつどい



●こんな施設が利用できます

■総合福祉センター「しゃるる」

生活に必要な学習活動や文化活動に関する町民講座や教室などを実施したり、仲間やグループなどで学習活動をしたいときに利用する施設です。

■カルチャープラザ「Eki」

音楽、演劇、美術など優れた芸術に触れる機会を身近に、また自主的な発表や研修、コミュニティ活動をより自由に行え、町民どうしの出会いとふれあいの輪が広がる施設です。

継立地区には南部公民館、角田地区には農村環境改善センターがあります。

■あさひ工房

総合福祉センター「しゃるる」と併設された、陶芸、木工、染色などの創作活動専用施設です。

■ふるさといきものの里オオムラサキ館

自然と人間の共生を目指す自然学習活動や町民のふれあい交流を深めることを目的として設置された施設で、オオムラサキをはじめとする昆虫や魚類などを飼育しています。

■開拓記念館・泉記念館

明治 21 年の開拓以来、泉鱗太郎（1 ページ参照）は産業の発展や教育、社会福祉の向上など、積極的にまちづくりを展開してきました。

開拓から 100 年目の昭和 63 年、その不屈の精神を後世に伝える開拓記念館が建設されました。その隣には、泉鱗太郎が明治 31 年に建てた泉記念館があります。

◆問い合わせ：教育委員会社会教育課

社会教育グループ ☎ 72-1117

図書館

図書館

図書館は、開拓 100 年事業の記念施設として昭和 63 年にオープン。現在、106,010 冊の一般図書と 52,771 冊の児童向け図書があります。

情報をよりスピーディに利用者に提供するため、ホームページでの蔵書検索やインターネットでの電子書籍（12,617 冊）の貸し出しを行っています。

また、A V コーナーでは、気軽に映画や音楽が楽しめます。視聴覚室では映画会なども行われています。毎月第 2 土曜日は、おはなしボランティア「栗の子」による読み聞かせの会が視聴覚室で行われ、毎週木曜日には司書によるおはなし会など、たくさんの子どもたちでぎわいます。

■施設内容

一般閲覧コーナー、児童閲覧室、雑誌コーナー、A V コーナー、ギャラリー、絵本コーナー、視聴覚室など

■貸出

無制限（2 週間で読み終えることができる冊数）

■開館時間

10：00～18：00（木曜日のみ 20：00 まで）

月曜日、祝日、年末年始、蔵書点検期間

■所在地

中央 3 丁目 309 番地 ☎ 72-6055

※角田農村環境改善センターと南部公民館にも図書室がありますので、お気軽に利用ください。

■電子図書館

お持ちのインターネット端末からいつでも・どこでも電子書籍が楽しめます。

利用対象：町民、町内在住・在勤者

申請方法：町内各図書館（室）の窓口で申し込み
貸出冊数 / 期間：3 冊 / 14 日間



移動図書館車くりくり号

●誰もが気軽に参加できるレクリエーション活動

一人ひとりが健康で潤いのある生活を送るために、軽スポーツやレクリエーション活動を行うことも大切です。教育委員会では、さまざまな活動の機会を用意し、町民の健康づくりのお手伝いをしています。

フィットネス教室	(通年)
くりやま歩けあるけ運動	(5月)
くりやまウォークラリー	(6月)
全町ソフトボール大会	(6～7月)
くりやまスイミングフェスティバル	(8月)
ファミリースポーツフェスティバル	(9月)
新体力テスト	(10月)
全町ミニバレー大会	(12月)

●誰もが楽しめるスポーツ教室も充実

スポーツセンターなど社会体育施設を管理・運営している指定管理者では、小学生の運動機会の提供や一般の方の体力づくり、健康増進をサポートする各種スポーツ教室を開催しています。特に「スポーツセンター教室」では、エアロビクスをはじめ、多種多様な教室を開催しています。参加者は個人のレベルに応じて楽しくスポーツ活動に汗を流し、交流や仲間づくりの場にもなっています。

【小学生向け】

少年少女水泳教室	(7～8月)
子ども運動教室	(通年)

【一般向け】

スポーツセンター教室	(通年)
フィットネス教室	(通年)

●学校開放事業

身近な学校体育館を開放し、日常のスポーツ活動に利用していただけます。

◆開放指定校

小学校：栗山小学校、角田小学校、継立小学校

◆開放日および開放時間

学校管理上支障のない範囲で開放します。

◆利用方法

使用する場合はスポーツセンター（☎ 72-6161）に連絡して、利用申込書を提出していただきます。

●スポーツ関係団体の組織と活動状況

栗山町では、スポーツ少年団やスポーツ協会をはじめ、クラブやサークルがあり、数多くの町民が日々からスポーツ活動に汗を流しています。

栗山町スポーツ少年団本部

- ・剣道少年団
- ・柔道少年団
- ・野球少年団
- ・サッカー少年団
- ・バレー少年団
- ・バスケットボール少年団
- ・少林寺拳法少年団

栗山町スポーツ協会

- ・軟式野球連盟
- ・陸上競技協会
- ・スキー連盟
- ・剣道連盟
- ・卓球連盟
- ・柔道連盟
- ・弓道連盟
- ・バレー協会
- ・ソフトボール協会
- ・バスケットボール協会
- ・ソフトテニス連盟
- ・南部地区体育協会
- ・ゲートボール協会
- ・パークゴルフ協会
- ・サッカー協会

◆問い合わせ：教育委員会社会教育課

社会教育グループ

☎ 72-1117

●ごみの収集方法

※詳しくは、別冊の【2024年4月版家庭ごみ・資源物の分け方・出し方】をご覧ください。

◆ごみの分別

「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源物」「粗大ごみ」です。

◆ごみの収集回数

祝日も収集していますが、年末年始は休みです。

○燃やせるごみ、燃やせないごみ

市街地区 週2回、農村地区 週1回

○資源物 全町一円 週1回

◆ごみの出し方

有料の町指定ごみ袋で種類ごとに分けて出してください。

○指定ごみ袋：燃やせるごみ（茶印字）

燃やせないごみ（緑印字）

資源物 3種類

缶・びん・ペットボトル（赤印字）

プラスチック類（青印字）

鉄類・金属・雑紙（黒印字）

●資源物のうち、ダンボール、新聞、雑誌、牛乳パック、大型発泡スチロールなどはそれぞれ束ねてひもでしばって出してください。

●粗大ごみは月2回（第1・第3金曜日）の戸別収集です。ただし、電話もしくは窓口での事前申し込みと、収集手数料が別途必要です。

※テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥器・冷蔵庫・冷凍庫の家電6品目は、町では収集・処分しません。

●蛍光管、電球、電池、ガラス、陶器、使用済みてんぷら油、金属つき入れ歯は回収ボックス設置場所までお持ちください。

【回収ボックス設置場所】

役場本庁舎、継立南部公民館、角田農村環境改善センター、カルチャープラザ「Eki」、総合福祉センター「しゃるる」、日出生活館、円山地域文化センター、鳩山公民館、旧水道事務所前（旭台）

※入れ歯の回収は、役場本庁舎としゃるるのみです。

◆自己搬入される場合

○燃やせるごみ

一部の燃やせるごみを除き、道央廃棄物処理組合焼却施設（千歳市）へ直接搬入となります。

※63cm四方より大きなものは栗山町環境センターへ搬入となります。

事前申し込みは必要ありませんが、栗山町の住民であることの証明（運転免許証など）が必要になります。また、町外の方が栗山町のごみを搬入する場合は、事前に環境生活課の窓口で手続きが必要となります。

○燃やせないごみ、資源物、粗大ごみ、一部の燃やせるごみ

一部の燃やせるごみ（草・花類及び枝類、汚れていない布類）を含むこれらのごみは栗山町環境センターへの搬入となります。搬入される方は廃棄物処理場許可申請書が必要となりますので、搬入前に環境生活課または南部公民館の窓口までお立ち寄りください。

○処理手数料

燃やせるごみ、燃やせないごみ：80円／10kg

資源物：無料（事業所は40円／10kg）

※手数料は各処理施設の窓口にて現金でのお支払いとなります。

○利用時間

道央廃棄物処理組合焼却施設 8:30～16:30

※日曜日、1月1日～3日は休み

栗山町環境センター 9:00～16:00

※土日祝、12月31日～1月5日は休み

◆問い合わせ：環境生活課環境政策グループ

☎ 73-7511

●犬の登録と予防注射

狂犬病予防法により、生後 91 日以上の飼い犬は畜犬登録・狂犬病予防接種が義務付けられています。毎年春に町内で巡回集合注射会場を設けていますので、必ず受けるようにしましょう。

なお、ペット病院でも受けられます。

※ペット病院で注射を受けられた方は役場で注射済票（手数料：550 円）の交付手続きが必要です。

◆手数料

犬の登録（1回のみ）3,000 円

狂犬病予防注射料金 2,690 円

注射済票交付手数料 550 円

●マイクロチップの情報登録

令和 4 年 6 月 1 日からブリーダーやペットショップなどで販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。マイクロチップには、15 衝の識別番号や動物の個体情報のほか、所有者の氏名や住所、電話番号等の情報が登録されており、迷子犬、迷子猫として保護された際に速やかな身元確認ができる仕組みになっています。

譲渡などにより所有者が変更となる場合には、所有者の変更登録（手数料：300 円）が必要となります。また、所有者の住所や電話番号などの登録情報に変更が生じた場合には、登録事項の変更手続き（手数料無料）が必要となります。

犬と猫のマイクロチップ情報登録<外部リンク>↑



●野犬掃とう

飼い犬は、人畜に危害を加えないように 2m 以内のクサリにつなぐことになっています。放し飼いは野犬とみなされ、捕獲されますので注意しましょう。

●猫の飼育

◆室内飼育に努めましょう

室内飼育は、周囲に迷惑をかけないばかりではなく、感染症や交通事故等から猫を守り、迷子の防止につながります。

◆避妊・去勢手術を考えてみましょう

避妊・去勢手術をして、不要な繁殖を防ぎましょう。

◆猫にも首輪をつけましょう

特にマイクロチップを装着していない猫には首輪や名札を付け身元を明らかにして、迷子猫をなくしましょう。

◆のら猫にエサを与えることはやめましょう

のら猫に対し継続的にエサを与えることで飼い主としての責務を負うことになります。飼い主には、猫が近所に迷惑をかけることのないよう、適切な方法で生涯飼育に努める責任が伴いますので、無責任なエサやりは絶対にやめましょう。

◆問い合わせ：環境生活課生活安全グループ

☎ 73-7510

住 宅

建設課

●公営住宅ガイド

◆申込資格

- ①現在、住宅に困窮していることが明らかな方
- ②入居者および同居者の総所得（年額）が一定額（下表参照）を超えない方

※入居者と同居者の年齢等によっては控除がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆公営住宅の所得基準早見表

所得区分 同居親族数	年所得
0人（単身）	1,896,000円以下
1人	2,276,000円以下
2人	2,656,000円以下
3人	3,036,000円以下
4人	3,416,000円以下

◆問い合わせ：建設課建築・住宅グループ

☎ 73-7512

●建築確認申請

住宅を建てる際には、建築確認申請などの手続きが必要です。また、建物を解体する場合も、その規模によっては建設リサイクル法に基づく手続きが必要となります。

●景観に関する届出

栗山町の景観を守るため、一定の規模（建築物であれば 200m²）を超える新築・増築・外壁や屋根の塗装・張替えなどの工事を行う場合は、栗山町景観条例に基づき、町に届出する必要があります。

◆問い合わせ：建設課建築・住宅グループ

☎ 73-7512

土 地

建設課・商工観光課

●大規模な土地売買の届出

一定の面積以上の土地（都市計画区域では国土利用計画に基づき、北海道の規制により 5,000m²以上、都市計画区域以外では 10,000m²以上の土地）の売買などをした場合は、契約後 2 週間以内に町を経由して北海道に届出をする必要があります。

◆問い合わせ：建設課土木・管理グループ

☎ 73-7513

●用途地域に基づく建築規制

市街地の有効かつ適切な土地利用を行うために、用途地域が定められており、その地域の用途に適した建築物を建てる必要があります。

◆問い合わせ：建設課建築・住宅グループ

☎ 73-7512

●宅地分譲

◇便利さと落ち着きを兼ね備えた分譲地

中里住宅団地（第 1 期）分譲地

面積 310.87m²～ 329.12m²

◇便利で快適な街なか環境

朝日 4 丁目（第 4 期）追加分譲地

面積 324.32m²

◇自然豊かな田園景観を望む宅地

エコビレッジ湯地の丘

面積 329.98m²～ 628.16m²

◆問い合わせ：商工観光課商工・労働グループ

☎ 73-7516

道路・除雪・交通

建設課

●道路および水路の占用

道路に建築用足場、ガス管、水道管、排水管、看板、街路灯などを設置したり、水路に橋をかける場合には占用許可が必要です。占用物件によっては、占用料の対象となります。

■占用許可の手続き

占用許可を受けるには、所定の申請用紙に必要事項を記入し、位置図・平面図・断面図を添付して提出してください。

●町営バス・コミュニティバス・北広島駅循環線(栗山町デマンドバス)

現在、町内主要箇所を回る町営バス8路線および市街地を循環するコミュニティバスを運行し、地域の足の確保と高齢者や障がいの方々が安心して乗車できるバス運行に努めています。また、栗山町から札幌圏への交通手段確保のため、町内とJR北広島駅間を走る予約制デマンドバスを運行しています。

■町営バス

鳩山循環線、滝下線、角田循環線、阿野呂線、継立線、日出線、スクール混乗A線・B線

■コミュニティバス

市街地内循環

■北広島駅循環線(栗山町デマンドバス)

町内～JR北広島駅(南幌町経由)

◆町営バス割引乗車証交付事業

満70歳以上の方に、町営バスの割引乗車証を申請により交付します。

●除排雪

冬期間の除排雪が円滑にできるように、夜間の路上駐車などはしないよう協力してください。

道路が狭くなり交通事故の原因となりますので、敷地内の雪を路上に出さないでください。

◆問い合わせ：建設課土木・管理グループ

☎ 73-7513

交通安全

環境生活課

●交通事故にあったら

- ◆けが人が出たときは第1にけがの処置をする。
病院などへ運ぶ+救急車を呼ぶ
- ◆警察署へ知らせて警察官に立ち会ってもらう。
- ◆被害者は加害者の住所、氏名、車の持ち主の住所、氏名、車の番号、免許証番号、会社名を確認する。
- ◆事故のすぐ後、記憶の薄れないうちに自分でも現場の見取り図や事故の経過などを記録しておく。
- ◆軽いけがと思っても、医師の診察を受ける。

●交通安全教室

栗山町交通安全協会では正しい交通ルールとマナー実践のため、幼児、児童、お年寄り、各町内会・自治会単位などを対象に交通安全教室などを行って

います。教室や講話の内容は要望に沿って行っていますので、ご希望がありましたら環境生活課生活安全グループまでご相談ください。

★交通事故相談所(空知総合振興局内)

☎ 0126-20-0044(直通)

示談の進め方、損害賠償の請求と責任、過失の有無など

◆相談日時：電話で確認してください。

◆問い合わせ：環境生活課生活安全グループ

☎ 73-7510

水道・下水道等

上下水道課

●こんなときは届出を

上下水道に関することは全て届出制となっておりますので、次のようなときは必ず上下水道課上下水道グループへご連絡ください。

- 栗山町へ転入してきたとき
- 栗山町外へ転出するとき
- 栗山町内で転居するとき
- ※お引越しの際は、漏水、凍結防止のため必ず水落としをしてください。
- 長期不在（1ヶ月以上）などで一時使用中止、使用再開するとき
- ※一時使用を休止していても検針を行うため、検針費用などとして休止中料金がかかります。
- 使用者または所有者が変わるとき
- ※所有者の変更には印鑑が必要です。
- 郵便物の送り先が変わるとき

●水道料金、下水道・個別排水処理施設使用料のお支払い

水道料金は、下水道使用料、個別排水処理施設使用料と合わせて毎月ご請求しています。下記納入場所またはスマートフォン収納で期日までに納めてください。また、口座振替による納入もできますので、上下水道課上下水道グループまたは栗山町内に本支店のある各金融機関にお問い合わせください。

◆納入場所

役場出納室・栗山町内に本支店のある各金融機関・角田農村環境改善センター・継立出張所・各コンビニエンスストア・道内のゆうちょ銀行

◆スマートフォン収納

- PayPay・J-CoinPay
- d払い・auPAY・支払秘書

●栗山町指定上下水道工事業者

給水装置や下水道排水設備の新設、増設、修理、撤去は栗山町指定上下水道工事業者へご連絡ください。

【栗山町指定上下水道工事業者（町内）】

業者名	住 所	電話番号
丸勝給水設備工業(株)	中央1丁目230番地	72-1445
北海設備工業(株)	朝日3丁目62番地1	72-3440
三友工業(株)	字継立168番地	75-2050
(有)水工社	朝日3丁目105番地24	72-5283

◆問い合わせ：上下水道課上下水道グループ

☎ 73-7514

【水道料金表】 (税別)

用途	口径 (mm)	基本料金 (1カ月当たり)	給水量料金 (1m³につき)
一般用	13	376円 (188円)	240円
	20	698円 (349円)	
	25	1,066円 (416円)	
	30	2,162円 (526円)	
	40	4,578円 (580円)	
	50	17,566円 (1,164円)	
	75	53,738円 (1,476円)	
臨時用	—	—	920円

※基本料金の（ ）内の料金は、使用休止中の料金です。

【下水道・個別排水処理施設使用料金表】 (税別)

用途	基本料金 (1カ月)	水量料金 (1m³につき)	
家庭用	200円	1～20m³	212円
		21～100m³	224円
公衆浴場用	200円	101m³～	238円
		1m³～	52円
		1～20m³	224円
その他	200円	21～100m³	238円
		101m³～	252円
		ディスポーザー1台につき(1カ月当たり)	220円

※ディスポーザー（生ごみ破碎器）の使用には、別途届出が必要です。

議会

議会事務局



●議会中継

町議会では、議会をライブ（実況）中継、オンライン（録画）放送することで、町の重要な課題は何かを町民の皆さんに知っていただき、情報の公開と共有を図り、開かれた議会づくりを進めています。インターネットまたはカルチャープラザ「Eki」、角田農村環境改善センター、継立南部公民館などの町内主要施設でもご覧いただけます。

●議会報告会

議員が地域に出向き、政策提言や議会活動の状況を直接町民の皆さんに説明し、町政に関する情報を提供するとともに、議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言などを聞く機会を設けています。



栗山町議会は、町民から選挙で選ばれた議員11人で構成される町の意思決定機関です。3月、6月、9月、12月の年4回開かれる定例会議と、必要に応じて開かれる臨時会議において、栗山町の仕事を進めるために必要なお金の使い方（予算）や、栗山町の法律ともいえる条例を定めます。

このほかにも、町民の代表として、栗山町の仕事を検査したり、町民の要望や意見を町の仕事に反映していくという重要な役割を担っています。

●議会の傍聴

傍聴は皆さんのが選んだ議員の活動に触れる最も身近な方法です。本議会、常任委員会、特別委員会は全て公開されています。どなたでも自由に傍聴できますので、ぜひ一度お越しください。



●議会ホームページ

「開かれた議会」を目指し、活動内容や会議の予定など身近でわかりやすい最新の情報をお知らせしています。議会ライブ中継やオンライン放送、会議録もここからご覧いただけます。



栗山町議会ホームページ↑

◆問い合わせ：議会事務局

☎ 73-7517

火 災

南空知消防組合消防署

●火災予防

《早く知らせる》

火を出したり、または、見つけたら、とにかく大声で近所の人へ知らせて協力を求めましょう。

また、消防へ通報するときは、局番なしの119番へ電話し、

「火事です！○○丁目○○番地の○○です。○

○小学校の○○側で○○が燃えています！」

というように具体的な状況を伝え、あわてず、正確に通報することが大切です。

なお、通報時に電話番号をお尋ねしていますが、災害地点を早く確定するための手段ですのでご了承ください。

《早く消す》

“あっという間に”この数分があなたと火災との「戦い！」です。つまり、初期消火の時間です。ただし、炎が天井にまわったときは、もう消火は無理です。

《早く逃げる》

煙がひどくなったらハンカチやタオルなどを口や鼻にあて、煙を吸わないようにして素早く避難しましょう。

《住宅用火災警報器の維持管理》

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがありますので、定期的に点検を実施し10年を目安に交換するようにしましょう。

《消防車などに道を譲る》

消防車や救急車は1分1秒を争って災害現場に急行しますので、赤色灯を点灯しサイレンを鳴らして近づいてきたら、車両および歩行者は道を譲るようご協力ください。

《火災の問い合わせ》

災害が発生しますと、関係機関への連絡・問い合わせなどで電話がたいへん混みあいます。電話がつながらないことがありますのでご了承ください。

なお、119番は災害通報専用電話です。緊急時以外は使用しないでください。

◆問い合わせ：南空知消防組合消防署 ☎ 72-0150

【住宅防火 いのちを守る10のポイント】

～4つの習慣・6つの対策～

4つの習慣

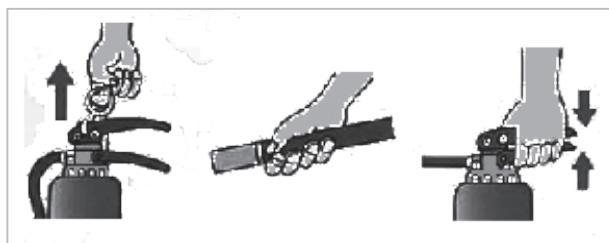
- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 コンロを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要的なプラグは抜く。

6つの対策

- 1 ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 4 消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

操作は簡単 【ピン】・【ホース】・【レバー】

- 1 安全ピンを引き抜く 2 ホースを火元に向ける 3 レバーを強く握る



救急

南空知消防組合消防署

●救急車の正しい使い方

《救急車を利用できる場合の例》

- 火災、地震、暴風雨などの災害による傷病者
- 交通事故、駅など屋外や公衆の出入りする場所での傷病者
- 屋内において生じた事故、怪我、中毒、火傷、急病などで他に適当な通院手段がない場合における傷病者

《救急車を呼ぶときは》

- 局番なしの 119 番にかける
- 場所、目標
- どのような事故か
- 傷病者の数、性別、年齢など
- 傷病者は今どんな容体か、状況か
- 持病があればその病名、薬の服用など

《救急車が到着するまで》

- 応急手当
- かかりつけ医師への連絡
- 保険証、おくすり手帳などの準備
- 救急車を誘導するため道路に出る

《救急車が到着したら次のことを隊員に知らせる》

- 救急隊が到着するまでの傷病者の容体
- 傷病者のために行つた応急手当の内容
- かかりつけの病院または連絡のとれた病院名

《このような場合は利用できません》

- 緊急に搬送する必要がない傷病者
- タクシーやマイカーで搬送できる場合
- 法定伝染病、精神病患者
- 傷病のない単なる泥酔者

◆問い合わせ：南空知消防組合消防署 ☎ 72-0150

救助

南空知消防組合消防署

《救助工作車》

救助工作車とは、各種災害および交通事故などから人を救出するため、いろいろな道具を積載しています。

《救助工作車の活動》

- 交通事故などで車内から負傷者が脱出困難なとき
- 各種災害により建物の下敷きになった人の救出
- 風水害による河川、池などの中州からの救助
- 職場や家庭のエレベーター内部に取り残された人や、機械、器具などに体の一部を挟まれた人の救助
- 救助災害や交通事故などで、救出や脱出が困難と思われるときは、救助工作車の出動要請をしてください。

◆問い合わせ：南空知消防組合消防署 ☎ 72-0150



選 挙

選挙管理委員会

●選挙権と被選挙権

選挙権があるのは、日本国民で年齢満18歳以上の方ですが、同一市町村に引き続き3ヵ月以上住んでいないと、その地方公共団体の議員および長の選挙権はありません。被選挙権は、日本国民であり、次の要件を満たしている必要があります。

- 衆議院議員と市区町村長は年齢満25歳以上の方
- 参議院議員と都道府県知事は年齢満30歳以上の方
- 都道府県と市区町村の議会議員は年齢満25歳以上の方で、かつ当該選挙の選挙権を有すること

●選挙人名簿の登録

選挙人名簿とは、住民基本台帳に記載されている方のうち、選挙権のある方を登録している名簿です。選挙権のある方でもこの選挙人名簿に登録されていなければ、選挙のとき投票することはできません。名簿の登録には下記の3種類があります。

◆定時登録

毎年3、6、9、12月の1日現在により、登録資格を有する方を同日に登録します。

◆選挙時登録

選挙を行う場合において、選挙の公（告）示の前日に登録します。

◆補正登録

定時登録および選挙時登録をした後、登録資格を有する方が名簿に登録されていないことを知った場合に登録します。

※登録は住民基本台帳の記録に基づいて行います。登録されると、死亡や転出しない限り永久に登録されます。

●選挙人名簿の閲覧

次のいずれかの要件を満たす場合に限り、閲覧することができます。

- ①特定の者が選挙人名簿に登録された方であるかどうか確認するために閲覧する場合
- ②公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うために閲覧する場合

- ③統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合
- ◆閲覧期間：選挙の公（告）示日から、選挙の期日後5日に当たる日までの間を除き、8:30から17:00まで（土・日・祝日除く）の間は閲覧できます。

●期日前投票と不在者投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事がある方は、投票日の前日まで投票日と同じように投票できる期日前投票制度と、滞在先や指定されている病院などで投票ができる不在者投票制度があります。

また、身体に重い障がいがあって、投票にいけない方は郵便などによる不在者投票制度があります。身体障害者手帳や戦傷病者手帳が交付されている方のうち「一定の障がいがある人」と介護保険法上の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」である方に限られています。なお、郵便等投票証明書が必要となります。

●代理投票と点字投票

心身の故障や、その他の事情から投票用紙に自書できない場合、代理人が代筆して投票することができます。また、目の不自由な方には、点字器と点字投票用紙を用意してあります。

◆問い合わせ：選挙管理委員会

☎ 72-1362



広報・防災

広 報

総務課

●広報くりやま

町政の方針や事業の説明、まちの話題、お知らせ、各種施設の催しの案内などを掲載しています。

月1回発行で、1日～3日にお届けしています。



防 災

総務課

●防災情報メール配信サービス

町内の緊急性の高い気象情報や避難情報を電子メールで迅速にお知らせします。簡単に登録できますので、たくさんの方の登録をお願いします。
※町外の方でも登録できますので、町内に高齢者の親族がいる場合などぜひ登録ください。

■配信内容

○気象情報

特別警報、警報

土砂災害警戒情報 など



登録はこちら

○地震情報

震度4以上

○避難情報

高齢者等避難

避難指示 など

●Jアラート全国一斉情報伝達試験

地震や武力攻撃などに備えたJアラートによる情報伝達試験を年4回実施しています。試験実施日は広報くりやまなどでその都度お知らせします。

緊急告知FMラジオの放送、栗山町防災情報メールを登録されている方へ「これは、Jアラートのテストです」と通知します。実災害と間違えないようご注意ください。

●栗山町公式ホームページ

町の紹介や、まちのできごとのリアルタイムな情報、暮らしに役立つ各手続きなどを詳しく紹介しています。

栗山町公式ホームページ→



☎ 73-7501

◆問い合わせ：総務課広報・防災グループ

●緊急告知FMラジオの配付（貸与）

町では、全世帯を対象に防災ラジオを無償で配付（貸与）しています。

このラジオは、エフエムくりやまの電波を利用した緊急告知放送を自動で受信する仕組みが備わっています。普段は一般的なラジオと同様に使用できますので、エフエムくりやまをはじめ、民放ラジオをお楽しみいただけます。



①国からの情報

全国瞬時警報システム（Jアラート）から発信する「緊急地震速報」「気象等の特別警報」「弾道ミサイル情報」などをお知らせします。

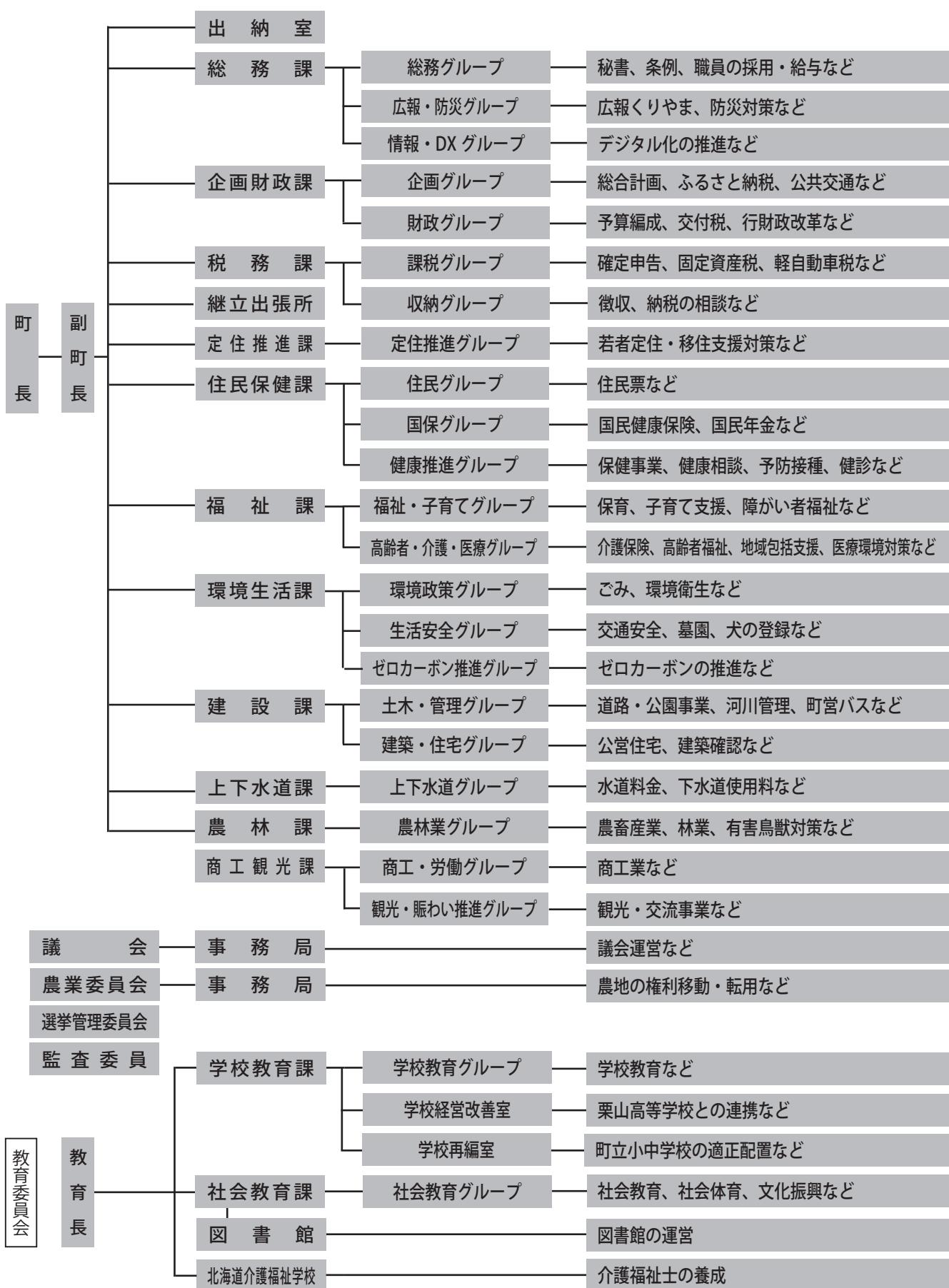
②町からの情報

避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示など）や、その他生命に関わる緊急性の高い情報などをお知らせします。

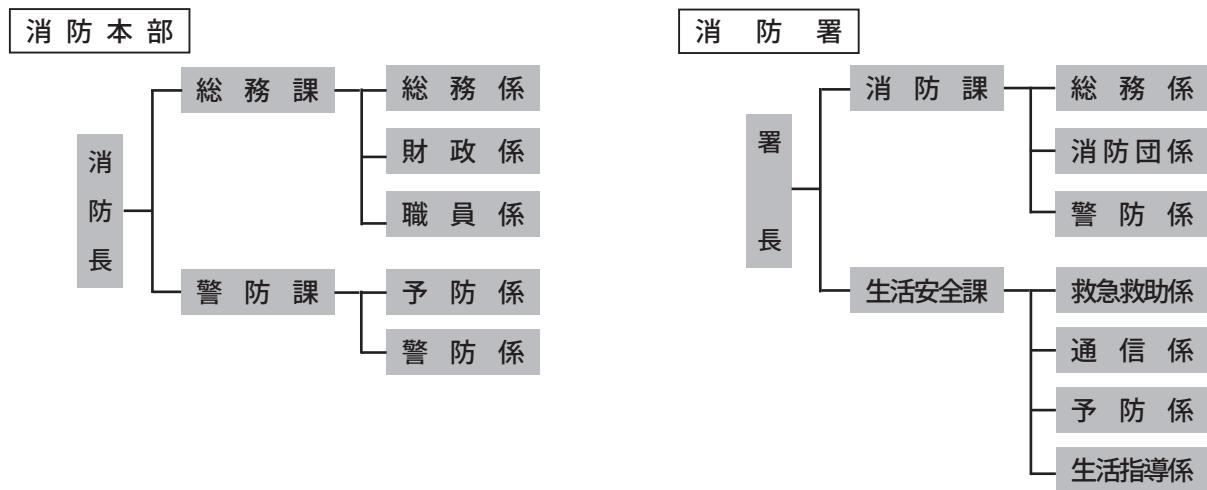
◆問い合わせ：総務課広報・防災グループ

☎ 73-7501

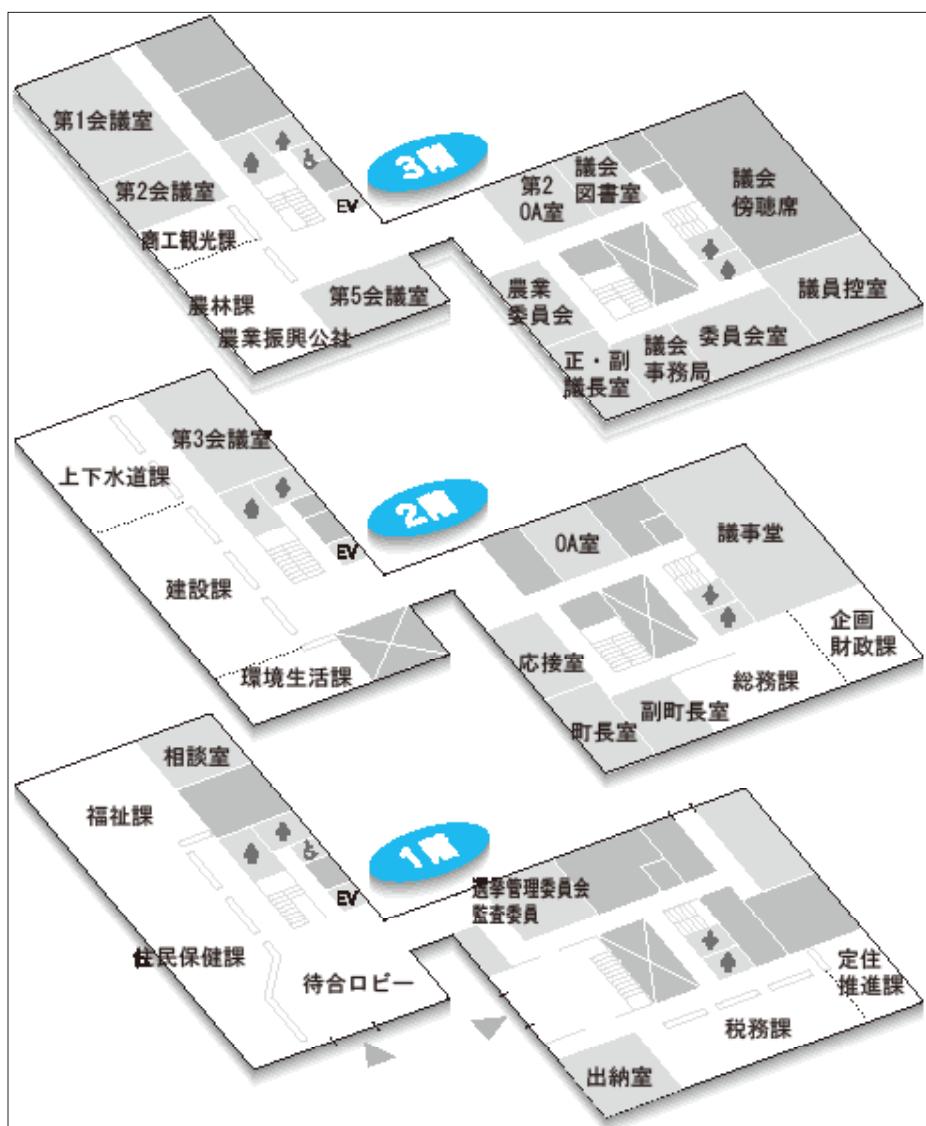
行政機構図



行政機構図



庁舎内配置図



まちの主要施設等ガイド

名 称	所在地	電話番号	名 称	所在地	電話番号
栗山町役場	松風3丁目	72-1111	栗山駅南交流拠点施設	中央3丁目	76-9945
栗山町教育委員会	朝日4丁目	72-1117	「栗山煉瓦創庫くりふと」		
カルチャープラザ「Eki」	中央2丁目	73-3333	栗山公園	桜丘2丁目	72-0706
総合福祉センター「しゃるる」	朝日4丁目	72-1117	ふじスポーツ広場	富 士	72-5055
学校給食センター	中央1丁目	72-0189	町民球場	富 士	72-6162
資源リサイクルセンター	共 和	72-0151	栗山公園球場	桜丘2丁目	72-6161
環境センター	桜 山	72-7622	栗山ダムパークゴルフコース	本 津	72-3311
一般財団法人栗山町農業振興公社	松風3丁目	73-2500	栗山小学校	中央3丁目	72-1179
南空知消防組合消防本部	中央3丁目	72-1835	角田小学校	角 田	72-0519
消防署	中央3丁目	72-0150	継立小学校	継 立	76-3151
角田分遣所	角 田	72-0526	栗山中学校	湯 地	72-0269
継立分遣所	継 立	75-2014	北海道介護福祉学校	湯 地	72-6060
役場継立出張所(南部公民館)	継 立	75-2111			
農村環境改善センター	角 田	72-6040	◎その他の施設		
勤労者福祉センター	中央3丁目	72-2529	栗山警察署	朝日3丁目	72-0110
スポーツセンター	中央3丁目	72-6161	駅前交番	中央2丁目	72-0068
児童センター	中央4丁目	72-0801	角田駐在所	角 田	72-0504
栗山水泳プール	中央3丁目	72-0996	継立駐在所	継 立	75-2110
角田水泳プール	角 田	72-7088	栗山郵便局	中央3丁目	72-1165
継立水泳プール	継 立	76-3368	角田郵便局	角 田	72-0420
栗山町社会福祉協議会	朝日4丁目	72-1322	継立郵便局	継 立	75-2320
栗山町図書館	中央3丁目	72-6055	栗山いちい認定こども園	中央3丁目	72-1572
開拓記念館・泉記念館	角 田	72-6035	継立まつば保育園	継 立	75-2032
オオムラサキ館	桜丘2丁目	72-3000	マロンキッズ保育園	朝日3丁目	76-7258
まちの駅栗夢プラザ	中央2丁目	73-5515	栗山めぐみこども園	錦2丁目	72-4914
いきいき交流プラザ	中央3丁目	72-7889			
子育て支援センター	朝日3丁目	72-1280			
雨煙別小学校コカ・コーラ環境ハウス	雨 煙 別	72-1696			
町史資料調査室	中央2丁目	76-7820			

まちの医療機関ガイド

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
栗山赤十字病院	朝日3丁目	72-1015	あらい歯科	中央3丁目	72-1964
梶整形外科医院	中央2丁目	72-0058	高橋歯科医院	中央2丁目	72-1475
板垣医院	中央2丁目	72-0250	南川歯科医院	朝日3丁目	72-1155
長岡医院	中央3丁目	72-1171	三上歯科医院	松風4丁目	72-0648
にしみこどもクリニック	中央3丁目	73-3666	西村歯科医院	中央3丁目	72-5418
栗山さいとう眼科	朝日3丁目	72-4146	永山歯科医院	松風4丁目	72-7000
くりそら HOME クリニック	中央1丁目	76-9784	くりやまフレンズ歯科	朝日4丁目	73-3111

※救急医療は、栗山赤十字病院で24時間・365日対応しています。

※くりそら HOME クリニックは、在宅診療専門クリニックです。

相談

名称	主な相談内容	相談日時	場所	問い合わせ
行政相談	年金・道路・交通安全・登記・河川・窓口サービスなど	奇数月第2火曜日 10:00～12:00	総合福祉センター「しゃるる」	総務課広報・防災グループ ☎ 73-7501
無料法律相談	人権問題・登記・戸籍・相続・借地など（要事前予約）	毎月第3、第5金曜日 13:00～16:00 (要予約)	総合福祉センター「しゃるる」	社会福祉協議会 ☎ 72-1322
健康相談	健康・栄養・子育てなど	第2・4月曜日 13:00～16:00	総合福祉センター「しゃるる」	住民保健課 健康推進グループ ☎ 73-2256
障がい者よろず相談会	障がいのある方の自立など	毎週水曜日 13:00～16:00	総合福祉センター「しゃるる」	福祉課福祉・子育てグループ ☎ 73-2222 (電話相談) ☎ 080-1979-8843
消費生活相談	商品やサービスの契約・解約のトラブルに関すること、悪質商法による被害や商品事故の苦情など	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15	栗山町役場	商工観光課商工・労働グループ (南空知消費生活相談室) ☎ 73-7516
教育相談	養育・学校生活・非行問題など	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15	総合福祉センター「しゃるる」	教育相談員 ☎ 72-1112
交通事故相談	示談の進め方・過失の有無など	日時は電話にて確認	空知総合振興局内 交通事故相談所	交通事故相談所 ☎ 0126-20-0044
救急医療相談	急病時の医療相談・医療機関案内	24時間年中無休	(電話相談)	救急安心センターさっぽろ # 7119 (つながらない場合) ☎ 011-272-7119

地域に密着したコミュニティFM放送局 エフエムくりやま (78.8MHz)

エフエムくりやまは、まちの情報発信や町民参加型の番組など、地域に密着した放送を行うコミュニティ放送局です。身近な生活情報や災害情報をリアルタイムに発信します。ぜひ、お聴きください。

生ワイド番組絶賛放送中！！

▼朝：あさばんくりやま

7:00～9:00

▼昼：ぎゅぎゅつと

11:30～13:30

▼夕：こちら！くりふと情報局！

17:00～18:00



【栗山町役場からのお知らせ】

毎週月曜日～金曜日（5分間）

① 7:30～② 12:30～③ 17:30～(②、③再放送)

【週刊ラジオ広報くりやま】

栗山町役場からのお知らせ拡大版

毎週月・水・金曜日 11:30～(15分間)

(水・金曜日は再放送)

ふるさとは栗山です。

～みんなが元気なまち～



発行 北海道 栗山町
令和7年4月
〒069-1512
北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
☎ 0123-72-1111 FAX 0123-72-3179
<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/>

